慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	教育刷新委員会で為された〈教育の目的に関わる審議〉の成り行き： 教育基本法第一条の再解釈に向けて
Sub Title	
Author	小林, 大□(Kobayashi, Daisuke)
Publisher	慶應義塾大学教職課程センター
Publication year	2025
Jtitle	慶應義塾大学教職課程センター年報 (Annals of the Teacher Training Center Keio University). No.33 (2024.) ,p.19- 66
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10203872-20250831-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

教育刷新委員会で為された〈教育の目的に関わる審議〉の成り行き
――教育基本法第一条の再解釈に向けて

小林　大祐

（教職課程センター准教授）

はじめに

1947年に制定された教育基本法[(1)]は、その第一条において、教育の目的を次のように定めていた。

> 「第一条（教育の目的）　教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」

公教育の目的とは何か、或いは、何が公教育の目的であるかと考えるとき、この条文を参考にすることは意味のある選択だろう。というのは、教育基本法のこの規定自体に次のような現代性が認められるからだ。

教育基本法が新憲法（日本国憲法）制定との結びつきにおいて起案されたことは、その前文が示すとおりだ。占領統治という特殊な状況下のことではあったにせよ、現在にまで続く一つの時代の始まり、すなわち、〈核兵器を使用する世界戦という人類そのものの滅亡を招きかねない事態の体験を経て、無謀な戦争に突き進むことを二度と繰り返さないための工夫がかつてない切実生を帯びるようになったこの時代〉の始まりにおいて、その工夫を形にしたものとして教育基本法は制定された[(2)]。同法を参考にすることは、その意味で現代的な選択だと言ってよい[(3)]。

また、教育基本法第一条を参考にするという選択には、以下のような事情からして現実的な意味もある。

この条文は、或いはこの条文の精神は、〈同じ教育基本法の中の他の条文〉や〈教

育に関する他の諸法令〉が起案される際に、それに一定の方向を与えてきた。それらの法令を根拠として制度が整備され、その制度に規制されて様々な教育の実践が展開されていることを考えれば、教育基本法第一条は、そうした体系の大本の位置から相当な範囲の現実に対して影響を及ぼしてきたと認められる。そもそも教育は個人の内面の自由に深く関わる営為であって、そのような営為の目的を法で定めることがどこまで許容されるかという問題はあるだろう。ただ、そういう問題を含んだうえでなお、教育基本法第一条が上のような仕方で現実に影響を及ぼしてきたことは、事実として否定できない。

それだけではない。教育に関する社会運動においては、教育基本法を盾にして反動的な制度変更への抵抗が拡げられたり(4)、教育基本法各条についての解釈の深まりとともに公教育に対する要求水準の向上が果たされたりしたこともある(5)。教育基本法第一条は、教育基本法全体の根本的精神を表すものとして、そうした社会運動の直接的・間接的な支えにもなってきたのであって、〈政権の実行しようとする教育政策〉や〈既に制度化された教育実践〉に変更を迫るという面でも現実的に活かされてきたことが認められる。教育基本法を参考にして公教育の目的について考えるという選択は、これらの現実と関わりを有することでもある。

公教育の目的とは何か、或いは、何が公教育の目的であるかと考えるにあたって、教育基本法第一条を参考とすることには、このように、現代的かつ現実的な意味がある。それでは、教育基本法第一条は公教育の目的について何を教えてくれるのだろうか。条文自体は冒頭に引用したとおりだが、その一文の表す精神とはどういうものだろうか。

〈そのようなことは散々論じられて既に明らかなのであって、この条文が上述のような現実性を帯びたというのはそういうことだ〉と云われるかもしれない。しかし、教育基本法第一条の表してきたものが、実はよく考え抜かれたものではないという可能性、誤解を恐れずに言えば、そもそも空疎だったり謬見だったりするという可能性はないだろうか。同条の精神を取り違えたわけではないのに、それを支えとしてきた制度も運動も、その次元で見直しを迫られるということは起こり得ないものだろうか。もしかしたらそのことが、〈いつだって誰かの幸福を犠牲にする形でしか実現してこなかったように見える公教育〉をどうにかするための糸口だったりはしないだろうか。

本稿は、そのようなことを遠望しつつ、先ずは教育刷新委員会における審議の内容を辿り直すことから始めようとするものである。

教育刷新委員会は、連合国軍最高司令官総司令部覚書「日本教育家ノ委員会ニ関

スル件」（1946年1月9日）で「提案」されたところに沿って、勅令「教育刷新委員会官制」（同年8月10日公布）により、内閣総理大臣の所轄下に設置された。その教育刷新委員会における審議を踏まえて教育基本法案は作成された[(6)]。教育基本法の立法者意志を知るための重要な手掛かりであることから、教育刷新委員会の審議内容に触れた先行研究は数多くある。ただ、管見によれば、それらの研究では、特定の論点に対する関心から審議の断片を捉えることが多く、議題を立てるところから結論を承認するところまでの審議全体の成り行きを描出することは、必ずしも課題にされてこなかった[(7)]。本稿ではそれを手掛ける。

改めて言うと、本稿の課題は、教育刷新委員会における審議の成り行きを、教育の目的という主題に関わる範囲で描出することである。描出の根拠となる史料には日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』（以下、『会議録』と呼ぶ）[(8)]を用いる。『会議録』の読解には同委員会の会合で配布された資料を適宜参照する必要があるが、それについては国立公文書館「国立公文書館デジタルアーカイブ」[(9)]を利用した。

教育刷新委員会における審議の全体なるものを本当に十分に捉えようと思えば、同委員会の外に在って同委員会の活動を制約した諸要素（連合国軍最高司令官総司令部や文部省との関係、帝国議会における審議との関連、新聞や世論の反応）や、同委員会に参加して意見を述べた各委員の思想遍歴などにも、注目しなければなるまい。しかし、本稿では、敢えてそれらのものには目を向けず、先ずは単純に、教育刷新委員会内で為された各委員の発言の限りで審議の経過を辿ることに注力する。また、正確を期そうと思えば各委員の発言を『会議録』から全てそのまま引用するのが最善だろうが、課題の性質上、そうすることはできない。読むのに煩かもしれないが、本稿の叙述に対応する『会議録』中の該当頁をできるだけ細かく付記することで、反証可能性を保ちたい。なお、審議の成り行きを一繋がりのものとして読み通すことによって得られる知見については、終わりの所で少しく述べることとする。

教育刷新委員会における審議の成り行き

予め概略を示しておこう。

「教育に関する重要事項の調査審議」を行ってその結果を「内閣総理大臣に報告」すること。それが教育刷新委員会官制第一条の定める同委員会の任務だった[(10)]。戦前・戦時期の教育を刷新するにあたっての重要事項を審議すべきことは自明だったが、その細目を定める条項は同官制に存在せず、教育刷新委員会は自らの選択によって、〈新しい教育の根本理念を闡明すること〉を第一の審議課題に据えた。この第一

の課題を審議する中で為された〈教育の目的に関する議論〉の内容が、後に、教育基本法案第一条の条文作成時に担当係官たちのあいだで参考とされることになる。

新しい教育の根本理念を闡明するという課題を、教育刷新委員会は次のような仕方で取り扱った。すなわち、これを最初の審議課題とすることを第2回総会で決定すると、続く第3回総会では、この課題に関する意見を出席委員が自由に出し合い、そのうえで、数名の委員を指名して「第1特別委員会」を構成し、更なる集中的審議を付託した。その際、「教育の根本理念に関する事項」の審議は、一方において、教育勅語の処理に関する検討を伴うものとされ、他方において、当時文部省内で構想されつつあった教育基本法と関連するものとされた。第1特別委員会は教育勅語の処理を先決問題として審議し、その結論は第5回総会で報告・承認された。第1特別委員会はまた、〈新しい教育の根本理念は教育基本法に表現されるのが適当である〉との判断を添えて、教育基本法の構想に関する審議結果を総会に報告した。総会（第11回、第12回、第13回）はこの報告を検討・修正のうえで承認し、〈教育刷新委員会で審議されたことを踏まえて教育基本法案を作成すること〉を文部省に一任した。〈教育基本法案の作成〉と〈議会での法案審議〉の進捗については逐次、総会（第22回、第25回、第26回、第27回、第29回）で文部省から報告を受けた。

教育刷新委員会における「教育の根本理念」をめぐる審議は、第29回総会において教育基本法成立の報告を受けたことで完了するが、それまでの期間に開催された総会および第1特別委員会の会議日程を改めて整理すると次表のとおりだ（回次に付した隅付き括弧は、その回に「教育の根本理念に関する事項」の審議に直接関わる議事があったことを表す）。

表：教育刷新委員会における「教育の根本理念」をめぐる審議の日程 (11)

日程	総会	第1特別委員会	教育の根本理念をめぐる審議に関わる議事
1946年9月7日	【第1回】		緊急を要している課題の報告（文部次官）
1946年9月13日	【第2回】		審議課題の選定
1946年9月20日	【第3回】		教育の根本理念に関するフリートーキング。教育根本法構想の内容説明（文部大臣）。
1946年9月23日		【第1回】	教育勅語の処理
1946年9月25日		【第2回】	教育勅語の処理
1946年9月27日	第4回		
1946年9月27日		【第3回】	「教育基本法要綱案」の提示（審議室）
1946年10月4日	【第5回】		第1特別委員会中間報告の承認
1946年10月4日		【第4回】	教育の目的
1946年10月11日		【第5回】	教育の目的
1946年10月11日	第6回		

1946年10月18日		【第6回】	教育の目的、教育の方針
1946年10月18日	第7回		
1946年10月25日		【第7回】	教育の方針
1946年10月25日	第8回		
1946年11月1日		【第8回】	「教育基本法要綱案」の第三項以下の各条
1946年11月1日	第9回		
1946年11月8日		【第9回】	教育の方針。前文案の提示（審議室）と審議。
1946年11月8日	【第10回】		第1特別委員会第2回中間報告の日程確認
1946年11月15日		【第10回】	前文案の審議。第2回中間報告原案の検討。
1946年11月15日	【第11回】		第1特別委員会第2回中間報告。不承認。
1946年11月22日		【第11回】	第1特別委員会における審議概要の提示（審議室）
1946年11月22日	【第12回】		第1特別委員会第2回中間報告の再説明。不承認。
1946年11月29日		【第12回】	第2回中間報告補正案の提示（審議室）
1946年11月29日	【第13回】		第1特別委員会第2回中間報告の補正。承認。
1946年12月6日	第14回		
1946年12月13日	第15回		
1946年12月20日	第16回		
1946年12月27日	第17回		
1947年1月10日	第18回		
1947年1月17日	第19回		
1947年1月24日	第20回		
1947年1月31日	第21回		
1947年2月7日	【第22回】		教育基本法案の作成状況の報告
1947年2月14日	第23回		
1947年2月21日	第24回		
1947年2月28日	【第25回】		教育基本法案の成案の報告
1947年3月7日	【第26回】		枢密院における諮詢状況の報告
1947年3月14日	【第27回】		衆議院における審議状況の報告
1947年3月26日	第28回		
1947年3月28日	【第29回】		教育基本法成立の報告

概略は以上である。以下に、各回の議事速記録から「教育の根本理念に関する事項」の審議に関わる部分を抽出して、その成り行きを素描する。

第1回総会（1946年9月7日）

吉田茂内閣総理大臣の代理で出席した幣原喜重郎国務大臣が挨拶(12) [1/3-4]。文部大臣の田中耕太郎が挨拶 [1/4-6]。連合国軍最高司令官総司令部民間情報教育局長のニューゼントが挨拶 [1/6-7]。互選により安倍能成委員と南原繁委員が正副委員長に就任。安倍委員長は欠席で(13)、南原副委員長が挨拶 [1/8-9]。これらの挨拶を通じて、〈教

育刷新委員会は可能な限り自律的に審議を行うべきこと〉と、〈教育刷新委員会と文部省と総司令部民間情報局のあいだに一定の連絡を保持すべきこと〉とが確認された。

そのうえで、この日の議長を務めることになった南原副委員長から、〈委員会で審議すべき事項は様々あろうが、中でも優先的に審議すべきは何か〉という問題提起が為された [1/12]。この問題について協議するための参考として、委員一同は、文部省内で把握されている緊急課題について、山崎匡輔文部次官から説明を受けた [1/14-16]。このとき、山崎文部次官は課題を多々挙げていく中で、「人格の完成」ということについて次のような仕方で言及した。

> 「文部省は是等の申出〔米国教育使節団報告書と日本側教育家委員会報告書〕を参考に致しまして、文教再建の方策を樹てる為に調査研究を致して居るのでありますが、此の際教育の目的は、真理の探究と人格の完成とを目標とする教育本来の目的に立ち帰るように努めると共に、明治初年学制頒布以来一応整備せられました我が国教育の制度、内容及方法に付ても其の全般に亘りまして根本的検討を加える必要を痛感致して居るのであります。」[1/14] (14)

山崎文部次官からの説明に対する意見、或いは山崎文部次官からの説明に含まれなかった課題についての意見を、各委員が次回の総会に持ち寄ることにして散会 [1/16]。それと併せて、〈委員会で審議すべき事項が決まった後は、審議事項ごとの討論を総会で行ったうえで、更なる審議を特別委員会に順次付託してく〉という進め方が、南原議長から提案された [1/16] (15)。

第 2 回総会（1946 年 9 月 13 日）

安倍委員長が欠席のため、この日も南原副委員長が議長を務めた。南原議長は、審議の進め方について 2 つのことを改めて提案した。1 つは、〈前回の山崎文部次官からの説明を参考にしつつ各委員が意見を出し合う〉という方法によって、当面の審議事項を幾つかに絞り込むこと。もう 1 つは、絞り込まれた審議事項ごとに、総会で一度討論をしてから、特別委員会を設けて更なる審議を付託すること [1/19-20]。これらの提案に対して「異議なし」の声が上がると、当面の審議事項とすべきことについての意見が出席委員から次々に出された。それらの意見を南原議長が大胆に纏めていき、教育刷新委員会で優先的に審議する事項が 5 つに絞り込まれた [1/40-41]。その 5 つとは、「教育〔の〕根本理念の問題」[1/36]、「青年学校を中心にした〔学校体系の〕問題」[1/36]、「教育行政〔の地方分権化〕」[1/36]、「私立学校の制度」[1/40]、

「教員養成制度の問題」[1/41] だった [16]。

このとき、「教育〔の〕根本理念の問題」に関する意見を出し合う中で、文部省に「教育根本法」[1/26] [17] の構想のあることが委員のあいだで共通に認識されるところとなり、構想の要点について文部省に説明を求める運びになった [18]。

なお、教育の根本理念をめぐって委員のあいだに対立する意見のあることが、この時点で浮き彫りになった。

たとえば、羽溪了諦委員は、「天皇御親政という我が国体の本義が、変革と言ってはどうか知りませんが、変えられまして、主権在民となり、従来の我が国独自の美風として尚んで居りました家族制度が、在来の儘の形式では許されない。是も一大変革を見ようとする今日、我が国伝統の忠孝を如何に新教育の上に発現して行くかということは相当重大な問題であります」と関心の所在を述べ、「我が国伝統の忠孝を排除してしまうということは断じて許すべきでない」と強調した [1/21]。そして、日本側教育家委員会報告書にあった〈新しい時代の教育に相応しい内容で勅語が出し直されることを望む〉という主張（以下、この考え方を「新勅語奏請」と呼ぶ）を紹介しながら、「一々私は妥当なことと思いまして、斯ういう詔書の御渙発給わることを衷心より希望して居るのであります」と云った [1/22]。

それに対して森戸辰男委員は、「日本の教育者が〔中略〕新しい民主国家の精神を会得して居ない、表面的に順応しては居るけれども、心から之を以て国民の教育に当ろうという心持が極めて少ない」と各地の学校の実情を伝え、民主主義を指導的精神として徹底することこそが課題だと主張した [1/28-29]。そして、新勅語奏請という発想については、「徳目の問題じゃなく、教育勅語を貫いて居る精神というものが、私は民主主義精神と相容れないものがあるのではないか〔と考える〕。〔中略〕根本の精神、其の点をはっきりさせないと、日本の教育者は適従に迷う所がある」と述べて、民主主義を徹底することにならないという考えを表明した [1/29] [19]。

第 3 回総会（1946 年 9 月 20 日）

安倍委員長は帝国議会貴族院における帝国憲法改正案特別委員会の委員長でもあり、会合時間の重複ために遅刻。南原副委員長が議長を務めた。南原議長は、前回決めた 5 つの優先的審議事項の中から「教育の〔根本〕理念」を取り上げ、それについて「茲で一通りの御討議を」と一同に呼びかけた [1/43-44]。これに応じて 18 名の委員から延べ 20 回の発言が為された。全体的には各自が思っていることを一回ずつ言ってみたという程度の「討議」だったものの、一部に関連し合う発言もあった [20]。

南原議長は次に、前回の申し合わせに従って、文部当局からの報告を求めた。こ

れを承けて田中文部大臣が教育根本法構想の概略を説明した。田中文部大臣は、配布資料を作成するほど具体化されているわけではないとしながら (21)、文部省内において検討中の構想について以下のことを報告した [1/59-61]。

第1に、根本法では、教育の理念或いは教育の目的を簡潔に示す。国民や教育界に上から押し付けようというのではなく、憲法改正案の精神を教育の上に展開するものとして、前文のような形でそれを掲げるようにする。その内容は、抽象的に言えば、「真理の探究と人格の完成が目的であり、民主的、文化的な国家及び社会の成員としての責任を果たすことができる心身共に健康な国民を育成する」[1/60] ということで、具体的な方針として言えば、「真理は普遍的なものであり、人格は尊厳なものであり、社会はお互の協力によってはじめてその健全な発展を期待し得るものである。又個性の健全な発達を図り、実生活との関聯を考慮しつつ、相互の敬愛と信頼のもとに切磋琢磨によって、文化の創造と発展とに貢献するように教育を行わなければならぬ」[1/60] ということだ。

第2に、根本法では更に、憲法改正との関係で規定を設ける必要のある問題として、機会均等の問題、女子教育の問題、義務教育年限の問題、政治教育の問題、宗教教育の問題、学校教育の公共性に関する問題、教育行政の問題などを取り上げる。

第3に、軍国主義的な教育方針や極端な国家主義的な教育方針を排除することについては、敢えて根本法に書かない。それは、新しい教育の積極的な目的を掲げることによって達成されるからで、立身出世主義についても同様に処理される。

教育勅語の取り扱いについても文部省の考えを説明するように南原議長が促すと、田中文部大臣はそれに対して次のように答えた [1/61]。すなわち、文部省としては新勅語奏請を言うつもりはないが、式典等における教育勅語の読み上げをめぐって現場に混乱が生じているので、それを落ち着かせるために何らかの指示を出すべく準備を進めている、と。そして、教育勅語の取り扱いに関する一般的な心構えとして、〈神懸り的な態度で勅語を唯一の理想や淵源とすることを止めて、倫理教育のための貴重な資料の一つとして活かしていくというのが適当だ〉と田中文部大臣は説明した。

南原議長は総会における議論にここで区切りを付け、第1特別委員会に対して、「教育の理念に関した問題」を「広い意味」で捉えて審議するよう付託した。つまり、教育根本法に書きこむとしたらどういう内容になるか、法定化に拘らないで考えるとしたらどうか、また、教育勅語の問題をどう処理すべきか。これらの問題について、この日の議論を踏まえて第1特別委員会で審議を深めるようにというのだった [1/61] (22)。そして、南原議長によって、芦田均委員（衆議院議員）、羽溪委員、天野貞祐委員（第一高等学校長）、務台委員、関口鯉吉委員、森戸委員、河井委員、島田孝一委員（早

稲田大学総長）の８名が第１特別委員会の構成員に指名された [23]。

第１特別委員会第１回会議（1946 年 9 月 23 日）

天野委員と河井委員が欠席する中、互選により最年長者の羽溪委員が第１特別委員会の委員長（主査）に就任した [24]。教育勅語の問題を先に片付けてはどうかと羽溪主査が提案すると、〈教育勅語の処理如何は間近に迫る新憲法公布との関係で喫緊だ〉との見解を森戸委員が示し、芦田委員もそれに呼応して、この問題を先議する運びになった [6/3-4]。審議は芦田委員と森戸委員のあいだのやりとりを中心に展開して、次のような所に収束を見ることになった [6/3-8, 6/13-14]。すなわち、第１に、新勅語奏請がこの時点で適当でないのは明白で、奏請の可否やその内容を検討することが仮にあるとしても、それは将来のことだ。第２に、新憲法の公布に際して添えられる見込みの勅語において、〈以後、教育は新憲法の精神に従うことになる〉ということだけ言及してもらえるとよい（以下、この考え方を「公布勅語便乗」と呼ぶ）。第３に、式典等における教育勅語の奉読は廃止されるのが筋だろうが、それを校長等の判断に任せるべきか、それとも廃止すべきことを文部省から明確に指示すべきか、という所に問題が在る [6/8-12]。

なお、こうした審議の成り行きに対して羽溪主査は一つの疑問を呈した。教育刷新委員会の審議を経て新しい教育の根本理念が或る程度定まったところで、それを新勅語奏請に依らず、新憲法公布時の勅語にも含めないとすれば、どうやって教育界の隅々まで普及させるのか、と云うのだった [6/12]。説明を求められた山崎文部次官は、〈それについては教育根本法の前文に書くつもりで、第３回総会の討論も参考にしながら既に文部省内でその案を練っているところであり、要望があれば参考に供してもよい〉という旨の返答をした [6/12] [25]。

また、それに関連して複数の委員が〈第１特別委員会に付託された審議課題がどの範囲なのか、総会に確認して整理すべきではないか〉と声を上げた際、羽溪主査は明断な対応を取らなかった。つまり、教育勅語の問題の他には「教育の根本理念」を審議するだけでよいのか、それとも教育根本法について或いはその条文についてまで審議することを付託されたのか。このことに関して、羽溪主査は「〔総会の方が〕混同しているのではないかと思うのです」「基本法も理念も共にやるべく責任を負わせられたように考えて居ります」と主観的な印象を答えただけだった [6/12-13]。

第１特別委員会第２回会議（1946 年 9 月 25 日）

天野委員と河井委員に羽溪主査から前回の審議内容が伝えられ、それに対して両

委員が意見を述べるところから審議が始まった。島田委員以外の全ての委員が活発に発言した末に(26)、議論は第1回会議での収束点を動かなかった。羽溪主査は各委員の意見の異同を的確に把握できず、最後は、参考人として出席していた山崎文部次官に促されて決を採った。その結果、新勅語奏請については将来的にも行わないとする意見が賛成多数で可決され、公布勅語便乗が全員一致で可決された [6/34-35]。

式典等における教育勅語の奉読に関しては、「今後は之を要しない」という表現の通牒案を、第1特別委員会の議を待たずに文部省から連合国軍最高司令官総司令部へ提示したことが、第2回会議で山崎文部次官から報告された。もっと強い表現を望む委員もいたが、〈総司令部がこの問題の処理を特に急いでいる〉という事情が山崎文部次官から併せて報告されたこともあって、それ以上審議を続けるには至らなかった [6/32-34] (27)。

こうして、教育勅語の問題には早々に片が付き、第1特別委員会は次に、何を以て新しい教育の根本理念とするかという問題の方へ審議を移していくことになったわけだが、それに関しては、〈教育刷新委員会で審議した結果を教育根本法の前文に反映させる〉というやり方を当て込んだ羽溪主査が、文部省で作成中の草案を端から参考にさせてもらおうと提案した [6/31-32]。審議を狭めかねないという理由で関口隆克幹事は躊躇したが、山崎文部次官の勢いに押されて、参考に供する運びになった [6/32]。

第1特別委員会第3回会議（1946年9月27日）

新しい教育の根本理念について審議を始めるにあたり、前回の申し合わせに従って、「教育基本法要綱案」(28) が文部大臣官房審議室から資料として提示された。羽溪主査は、それとは別に自ら用意してきた試案を朗読した。羽溪主査の試案は取り合われず、むしろ、前回同様、議事の進め方を質す声が複数の委員から上がった。〈教育根本法を書き下ろそうとするのではなく、教育根本法の前置きとなるべき考え方を明確にするのが先決だ〉との意見が出て、当の文部省係官からも同要綱案を審議の敲き台とすることへの疑問が呈されると、羽溪主査は、配布資料の文言に囚われないで自由に意見を述べるよう、出席委員に呼びかけた [6/38-39]。

しかし、その直後から、関口鯉吉委員が「教育基本法要綱案（1946年9月21日案）」に対するコメントを逐条的に延々と述べ、参考人として出席していた山崎文部次官と田中二郎（文部省審議室参事）が長口上でそれに応じるという展開になって、この日の会議時間は使い果たされてしまった [6/39-44]。最後に森戸委員が〈「教育基本法要綱案（1946年9月21日案）」には理念の問題と制度の問題が含まれているのであっ

て、後者については第1特別委員会単独で審議できる事柄ではない〉と課題を整理してみせた [6/44]。

第5回総会（1946年10月4日）

教育勅語の問題について、第1特別委員会における審議の結果が報告され、承認された (29)。この日の配布資料によれば、その内容は次のとおりだった。すなわち、「1. 教育勅語に類する新勅語の奏請は之を行はないこと　2. 新憲法発布の際に賜はるべき勅語の中に、今後の教育の根本方針は新憲法の精神に則るべきことを示されたいこと　3. 勅語及び詔書等の取扱については文部省の意向をきゝその方針了承した（本件については、目下文部省に於て司令部と交渉中である」(30) と。

第1特別委員会第4回会議（1946年10月4日夕方）

教育の根本理念に関する審議の続き。この日は芦田委員、天野委員、関口鯉吉委員が欠席して、主に務台委員と森戸委員が意見を述べた。

務台委員は「教育基本法要綱案（1946年9月21日案）」を参照しつつ、〈「真理の探究」や「人格の完成」という言葉で新しい教育の根本理念をうまく表せるか〉という問題を提起した [6/47]。そして、この問題に対して務台委員自身が述べた考えは、概ね次のようだった [6/47-48, 6/50]。

第1に曰く、学問の目的を表すのなら「真理の探究」と言うだけでよいかもしれないが、新しい教育の目的を表すのならば、どういう真理を探究すべきかというところまで言わねばならない。軍国主義や極端な国家主義とて一つの真理を樹てようとしていたわけで、〈二度とそのようなものに利用されない〉という決意を示すことが、教育の理念としては必要だ。新憲法に倣って〈戦争を放棄して人類の平和を求める〉というような言葉を含めるのも一案だ、と。

第2に曰く、「人格の完成」についても同様で、「皇国の道」や「国民の錬成」に代えて「人格の完成」と言うだけでは、十分な違いは生まれない。「人格の完成」という倫理的な言葉は戦時期にもよく使われていたが、それでも誤った精神主義は蔓延り、画一的統制が為され、個人が犠牲にされてきた。〈個人を犠牲にせず個人の自由をあくまでも尊重する〉ということ、つまり「個人の尊厳」ということを教育の基礎とするような表現を考案したい。そもそも、人格を完成させるというのは教育でやれることでもない、と。

務台委員のこうした意見は、その他の委員にも受け容れられた [6/49-50]。

森戸委員は、務台委員の意見に賛同したうえで、それに加えて〈勤労的な国家〉

ということも新しい教育の理念に含めるべきだと主張し、その理由を次のように説明した [6/48-49]。すなわち、〈個人の尊厳〉と〈世界平和〉は〈協同体たる国家〉によって媒介されるのであって、その場合の国家もまた、従来のような性質のものであってはならない。然るに、「教育基本法要綱案（1946 年 9 月 21 日案）」は「民主的、文化的な国家」という言葉でそのことを表そうとしていて、そこには〈勤労的な国家〉という言い方が欠けている。〈他人を搾取して生活することは認められなくなり、誰もが自分で働いて生活せねばならなくなった〉という意味でも日本の国柄は新しくなったわけで、専制に対して民主、軍事に対して文化というだけでなく、搾取に対して勤労ということも掲げなければ十分ではないのだ、と。

第 1 特別委員会第 5 回会議（1946 年 10 月 11 日）

森戸委員と島田委員が欠席。羽溪主査は前回の審議内容の要点を復唱したうえで、教育の根本理念について、まだ意見を述べていない芦田委員と天野委員に特に発言を促した [6/53-54]。審議は発言者が次々に入れ替わる展開になったが、天野委員は機を逃さず持論を述べていった。

天野委員の意見は、〈国家や世界平和といった公のために生きることこそが人間にとって最も重要なことで、教育の目的にはそういう意味のことを盛り込めるとよい〉というものだった [6/55]。そして、そのこととの関係で天野委員は、「個人の完成」というような表現を用いることに難色を示した。〈公のために生きようにも、先ずは個人の尊厳が重んじられなければならない〉という意味では務台委員の意見に同意するが、「個人」という言葉を使うと、専ら自分のために生きるかのような、旧来の悪い意味での個人主義のニュアンスも付いてくる、と天野委員は云うのだった [6/55-56]。

「人格の完成」でも「個人の尊厳」でもないとすれば、教育の根本理念を表す言葉としては何が適当か。天野委員から提案されたのは単に「人間の育成」という言い方をすることだったが [6/56]、揺れ動く議論の末に、天野委員はその落とし所を「人間性の完成」という言葉で一旦捉えてみせてから [6/61]、自身の考えとしては「人間性の開発（erziehen）」の方がよいと云った [6/64]。

この日の審議は、途中から板書も用いられて、「教育基本法要綱案（1946 年 9 月 21 日案）」の文面に対する添削作業のようになっていた。

第 1 特別委員会第 6 回会議（1946 年 10 月 18 日）

芦田委員と河井委員が欠席。羽溪主査は、前回終了時点における審議の到達点を刷物によって次のように示したうえで、審議の再開を呼びかけた [6/65]。

教育の目的

教育は、{人格の完成／人間性の開発} をめざし、民主的、平和的、国家及び社会の成員として真理と正義とを愛し、個人の自由を尊び勤労を重んずる心身共に{健康／健全} な国民の育成を期するにあること [31]

波括弧内に並記された部分をどうするかという点に議論は集中することになり、天野委員が次のように意見を述べた。

「人格の完成という言葉と、人間性の開発という言葉は、確かに気分が違っておりますね。人格の完成というと非常に基準的な感じがする。人によって違うのではなくて、それぞれの人が則るべき、何か規範みたいな感じが出て、そういうものを銘々が体得するのだというような感じが出て来ない。人間性の開発というと、それぞれの人の持っているもの、天賦というようなものも含めて、そういうようなものを伸び伸びと伸ばさすといったような感じ。教育には二つの考えのものがあると思うのですが、一つは各人の天分を境遇や色々な制約を破って伸すようにしなければならないという考え方と、それから一つ何か基準を与えなければならないという考え方とあると思うのですが、この基準というものは、どうも上からいつも決まって来るのだという感じがありますし、人間性の開発というと自ら自立性、自主性という感じが出て、ただ言葉の口調だけではなしに、やはり私はこういう言葉が取り出されて吟味されるようになると、感じというか、内容が少し違って来るのではないか。こういう風に考えて来ると、やっぱり私は人間性の開発という言葉の方がいいような感じがするのですが。」[6/67]

天野委員のこの意見に対して、島田委員以外の全ての出席委員が銘々の仕方で発言し、賛意を表した [6/67-68]。〈「人間性」という言葉が感性に偏った非理知的な意味合いに解釈されること〉を心配した羽溪主査も、「今日は大多数、人間性の開発の方に御賛成のようですね」と言って帰趨を認めた [6/67-68]。

〈個人の協同精神というようなことがなお不足している〉という天野委員からの指摘によって「国家及び社会の成員」が「国家及び社会の形成者」に変わるなど [6/71-72]、細かな字句の修正が更に幾つか施された末に [32]、羽溪主査は審議の結論として次のような案文を読み上げた。

「教育は人間性の開発をめざし、民主的平和的な国家及社会の形成者として、真理と正義とを愛し、個人の尊厳を尚び、勤労と協和とを重んずる、心身共に健康な国民の育成を期するにあること。」[6/74]（以下、この案文を「目的案」と呼ぶ。）

これを教育根本法の前文に入れるべきか、それとも「教育基本法要綱案（1946 年 9 月 21 日案）」の「㈠教育の目的」を置き換えるものとすべきか、と羽溪主査が問いかけたことに対しては、ただ務台委員と森戸委員が後者を簡単に支持しただけで、特に議論にはならなかった [6/74]。

羽溪主査は続いて、「教育基本法要綱案（1946 年 9 月 21 日案）」の「㈡教育の方針」を検討する運びとした [6/74]。この部分に書かれていることの多くが「目的案」に取り込まれたため、ここでは残余の言葉を整理しつつ、目的実現のための単なる方針を表すことが課題とされた [6/75]。島田委員以外の出席委員が意見を出し合っていき [6/76-81]、次のような案文に至ったところで、この日の審議は終了となった。

「教育の目的は、あらゆる機会とあらゆる場とを通じて実現されなければならない。これが為めには、教育の自律性と学問の自由とを尊重し、生活との関聯を考慮しつつ、自発的精神を涵養し、文化の創造と発展とに貢献するように努めなければならないこと。」[6/81]（以下、この案文を「方針案」と呼ぶ。）

仕舞際に、関口隆克幹事が前文の書き方を森戸委員に相談すると、森戸委員は、〈一番大事なのは、国柄の変革に応じて教育も根底を変えなければならないという事情を書くことだ〉と返答した [6/81]。

第 1 特別委員会第 7 回会議（1946 年 10 月 25 日）

森戸委員と島田委員が欠席 (33)。羽溪主査は「目的案」と「方針案」を読み上げて、前回欠席者に意見を求めた [6/83-84]。これに応じた芦田委員が「目的案」に賛同したうえで「方針案」の意味を尋ねると、直ちにそこから審議が再開された [6/84]。多くの発言が交わされるも、審議は纏まりのない展開になった [6/84-96] (34)。

ここで務台委員が改めて、第 1 特別委員会に付託された審議課題について確認を求めた。曰く、「基本法を作る場合の基礎になるようなことを議論しておるのか、我々が〔文部省に任せることなく〕基本法そのものの骨子を作らなければならないのか」[6/97] と。羽溪主査は「総会の方では、教育基本法の構成は我々の委員会の方に御

委託するということになっておるのです」[6/97] と曖昧な返答をするばかりだったが、「基本法要綱を作ればいいのです」[6/97] という芦田委員の発言もあってこれを〈基本法そのものの骨子を作らなければならない〉という方に取った務台委員は、議事の進め方について次のように提案した。すなわち、「方針案」についての議論を中断して、「教育基本法要綱案（1946 年 9 月 21 日案）」の「㈢教育の機会均等」以下の項目を先に検討しよう、と。務台委員の説明したところによれば、その理由は、第 1 に、教育根本法そのものの骨子を作るのであれば、理念に実質を与えるための制度の問題 (35) に関する項目も含めて、要綱案に足りないものがないかを調べる必要があるということ、第 2 に、「方針案」の役割は教育目的と教育制度のあいだに置かれて首尾よく両者の橋渡しとなることであって、その案文は制度の問題に関する諸項目にも目を通した後でないと確定され得ない、ということだった [6/91, 6/96-97]。

第 1 特別委員会第 8 回会議（1946 年 11 月 1 日）

森戸委員と島田委員が欠席。前回の務台委員からの提案を承けて、「教育基本法要綱案（1946 年 9 月 21 日案）」の「㈢教育の機会均等」以下の項目について一通りの確認が行われた。

「㈢教育の機会均等」に関しては、そこに重要な問題の存在することが、各委員の発言を通じて浮き彫りになった。〈「能力に応じて均等に」という言葉をどう解釈すべきか〉という問題や、〈経済的理由によって修学困難である者への保障責任を、どこまで国家に負わせるか〉という問題が、それである。しかし、それらの問題自体を煎じ詰めるような議論にはならなかった [6/101-106] (36)。

「㈣女子教育」と「㈤義務教育」については、「教育基本法要綱案（1946 年 9 月 21 日案）」のとおりで特に問題はないとされた [6/107-108] (37)。

「㈥政治教育」と「㈦宗教教育」についても、「教育基本法要綱案（1946 年 9 月 21 日案）」のとおりで特に問題はないとされた。なお、「㈥政治教育」に云われる党派的教育・党派的活動の制限に関しては、各種学校には適用されないことが明確にされた [6/108-113]。

「㈧学校教育の公共性」については、教員の身分保障に関する部分を項目として独立させるべきことが指摘された [6/114-116]。

「㈨教育行政」については、第 3 特別委員会 (38) の審議を待ってその結果を反映させる必要があるとされ、この日は何も議論されなかった [6/116]。

以上に加えて、〈教員と学生が、その身分との関係で、団結権や政治上の各種の自由にどういう制約を受けるのか〉という問題について、新たに項目を設ける場合の

原案が関口隆克幹事から示された[39]。各委員がそれに対して意見を寄せ合ったところ、〈却って政治的教養の啓培を挫くような誤解を招くこと〉にならないよう慎重を期す必要のあることが明らかになって、この件は継続審議の運びになった [6/116-120]。

第 1 特別委員会第 9 回会議（1946 年 11 月 8 日午前）

芦田委員、天野委員、森戸委員、関口鯉吉委員が欠席。羽溪主査は、〈「教育基本法要綱案（1946 年 9 月 21 日案）」の「㈢教育の機会均等」以下の事項については、前回の会議で一通り審議したうえで意見の一致を見た〉と云い、「方針案」についての検討を再開するところからこの日の審議を始める運びとした [6/121]。その「方針案」についても、結局のところ前々回（第 7 回会議）までの審議を以て十分だったとする方向に議論は進んで、僅かな字句の整序を残すばかりになった [6/121-124]。

〈教員・学生の政治に関する諸権利ならびに団結権〉に対する制約の問題については、継続審議となっていたことを承けて関口隆克幹事から再提案が為され、出席委員はそれを受け容れた [6/125-127][40]。

次いで、関口隆克幹事から前文の原案が提示された [6/127-128][41]。それに対して、羽溪主査は〈「真理の探究と人格の完成」が前文に復活すること〉を問題視し、また、〈宗教的情操が軽んぜられたこと〉を加筆してほしいと注文を付けた [6/128-129]。

関口隆克幹事はこの原案が急拵えであることを気に掛けて、幾つかの点に関して、よく検討するよう委員に注意を促した。特に、「教育内容も時に軍国主義的又は極端な国家主義的傾向に歪曲された」という部分に関しては、教育内容の問題だけでなく〈教育そのものが他の目的に利用されてきた〉ということを言わなくてよいかと関口隆克幹事が問いかけたのを機に、羽溪主査と務台委員がそれに同意して、〈教育が自主性を失ったこと〉を表すような言葉を加える運びになった [6/130-131]。また、「民主的文化国家、平和愛好国家再建」という部分に関しても、〈「再建」と言うと日本が古くから民主的・平和愛好的な国柄だったことになるが、それでよいか〉という問いかけが関口隆克幹事から為されて、それを機に委員のあいだで意見が交わされた。〈歴代の天皇は常に世界平和ということを盛り込んで勅語を発してきたのだから、それでよい〉と羽溪主査が主張したのに対して、〈そこに十分な世界性も民主性もなかったことが批判されているのだ〉と務台委員と河井委員が反論し、「再建」に代えて「建設」とすることになった [6/131-132]。

欠席委員が多く、前文の文案については継続審議となった。

第10回総会（1946年11月8日午後）

次回の総会で第1特別委員会から審議状況の報告がある旨、安倍議長が予告した[1/232] (42)。

第1特別委員会第10回会議（1946年11月15日午前）

芦田委員と森戸委員が欠席。前回の審議を踏まえて「教育基本法前文案（1946年11月8日案）」を僅かに改稿したものが刷物として配布され、羽溪主査は、そこから審議を再開するよう出席委員に呼びかけた。

〈教育が軍国主義に堕したことに対する反省〉を教育根本法に書き込むことについて、関口鯉吉委員が複数の理由から疑問を述べたものの[6/138, 6/146]、案文を大きく修正することにはならなかった。また、「真理の探究と人格の完成」という言葉については、この日も議論になったものの、「〔田中文部〕大臣のお考え」だというわけで、削除しないでおくことになった[6/136-138] (43)。

なお、羽溪主査はこのとき、〈日本の伝統である忠孝の精神〉を護持するような意味の言葉を加えたいと、自らの意見を述べた。これを積極的に支持する委員はいなかったが、「普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造」という部分を「普遍的にしてしかも個性豊かな、伝統を尊重してしかも創造的な文化」と修正することに落ち着いた[6/143-144]。

羽溪主査は前文に関する審議を以上で終わらせ、その内容を同日午後の総会（第11回総会）で行う第2回中間報告(44)に含めようと提案した[6/147]。それに合わせて、予め刷物にして用意されていた第2回中間報告案が配布され、関口隆克幹事からその趣旨が説明された[6/147-148] (45)。このとき、〈教育根本法の骨子については、それを第1特別委員会で決議することが必要なのか〉という疑問がまたしても噴出した。それに対して羽溪主査は「南原副委員長はここ〔第1特別委員会〕で基本法もやるように了解しております」と云い、やはり自身の主観的理解を述べるばかりだった[6/148]。

最後に「方針案」と「教育基本法前文案（1946年11月8日案）」に更なる微修正が施されて、ここまでのところを午後の総会に報告する運びになった。

第11回総会（1946年11月15日午後）

南原副委員長が議長を務めた。予定されていた第1特別委員会からの報告は、総会開始までに配布資料の作成が間に合わず、議事の順番を入れ替える対応を取ったうえで行われた[1/233]。

第１特別委員会からの報告に際して配布された資料は３点で、それぞれ「第一特別委員会第二回中間報告」「教育基本法前文案」「教育基本法要綱案」と題され、その内容は次のとおりだった。

第一特別委員会第二回中間報告 (46)

昭和二一・一一・一五

第一特別委員会は慎重審議の上左の案を得たのでこゝに中間報告をする

記

一、 教育の理念に関して審議の結果概ね左の案を得て、別紙教育基本法の第一項及び第二項とすることとした。

二、 文部省で準備中であつた教育基本法の要綱草案の説明を求め、一応審議を行つた（別紙の通り）。

なほ右要綱案の条項の中には他の特別委員会の議によつて決定せらるべき事項があるので、その決定をまつた上で改めて特別委員会で審議の上総会に提出することとしたい。

教育基本法前文案 (47)

教育は真理の開明と人格の完成とを期して行はれなければならない。従来、わが国の教育は、やゝもすればこの自覚と反省とにかけるところがあり、とくに真の科学的精神と宗教的情操とが軽んぜられ、徳育が形式に流れ、教育は自主性を失ひ、ついに軍国主義的、又は極端な国家主義的傾向をとるに至つた。この誤りを是正するためには教育を根本的に刷新しなければならない。

さきに、われらは、憲法を根本的に改正し、民主的文化的国家を建設して、世界平和に寄与する基礎を築いた。この大業の成就は一に教育の力にまつべきものであつて、人間性を尊重し、真理と正義と平和とを希求する人間の育成を期すると共に、普遍的にしてしかも個性豊かな、伝統を尊重して、しかも創造的な文化をめざす教育が普及徹底されなければならない。

われらは、こゝに、教育の目的を明示して、新日本教育の基本を確立するとゝもに、新憲法の精神に則りそれと関聯する諸条項を定めるために、教育基本法を制定する。

われら国民はすべて、この自覚の下に、教育の目的の実現に向かつて不断の努力をいたさんことを期するものである。

教育基本法要綱案 [48]

㈠教育の目的

教育は、人間性の開発をめざし、民主的、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義とを愛し、個人の尊厳を尚び、勤労と協和とを重んずる、心身共に健康な国民の育成を期するにあること。

㈡教育の方針

教育の目的は、あらゆる機会とあらゆる場とを通じて実現されなければならない。この目的を達成するためには、教育の自律性と学問の自由とを尊重し、現実との関聯を考慮しつゝ、自発的精神を涵養し、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造発展に貢献するやうに努めなければならないこと。

㈢教育の機会均等

すべて国民は、人種、信条、性別、社会的身分又は門地の如何に拘はらず、法律の定めるところにより、その能力と適性とに応じて、均等に教育を受ける機会が与へられなければならないこと。

国及公共団体は、能力あるに拘らず、経済的理由によつて修学困難な者に対し、法律の定めるところにより、育英の方法を講じなければならないこと。

㈣女子教育

男女は、お互に敬重し、協力し合はなければならないもので、教育上原則として、平等に取り扱はるべきものであること。

㈤義務教育

国民は、法律の定めるところにより、その保護監督する子女に、満六歳より満十五歳まで九ケ年の普通教育を受けさせる義務を負ふこと。

国又は公共団体が設置する学校における義務教育については、授業料はこれを徴収しないこと。

㈥政治教育

政治的教養の啓発は、教育上これを尊重しなければならない。但し法律に定める学校は、特定の党派的政治教育及び活動をしてはならないこと。

㈦宗教教育

宗教的情操の涵養は、教育上これを重視しなければならない。但し官公立の学校は、特定の宗派的教育及び活動をしてはならないこと。

㈧学校の公共性と自由〔ママ〕性

法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は公共団体の外、

法律の定める法人のみが、これを設置することができるものとすること。学校は、教育の使命を達成し、学園の秩序を保持するために必要な規則を定めることができるものとすること。

㈨教員の身分

法律に定める学校の教師は、公務員としての性格をもつものであつて、自己の使命を自覚して、その職責の遂行に努めなければならない。これがため、法律の定めるところにより、その身分が保障せられ、待遇の適正が期せられなければならないこと。

㈩教育行政

教育行政は、学問の自由と教育の自主性とを尊重し、教育の目的遂行に必要な諸条件の整備確立を目標として行はれなければならないこと。

羽溪主査は、「第一特別委員会に委託せられました審議事項は、御承知の通り教育勅語に関する問題と、教育の根本理念、教育の基本法であります」[1/243] と云って報告を始めた (49)。羽溪主査は、教育の根本理念については、「教育基本法第一項の教育の目的と、第二項の教育の方針、この二項の中に表現をして置きました」[1/243] という一言で報告を済ませ、直ちに続けて、「教育の基本法に付てご説明を申上げたい」と云って「教育基本法前文案（1946 年 11 月 15 日案）」の朗読を始めた。そして、それを一気に読み終えると羽溪主査は、「これだけの前文案であります。次に基本法に入ります」[1/244] と云って、また続け様に「教育基本法要綱案（1946 年 11 月 15 日案）」を朗読した。羽溪主査は特に説明を付け加えるでもなく、「以上であります。御質問があればどうか御発言を願います」[1/245] と云って発言を終えた。

羽溪主査の行った報告に対しては、〈学校に依らない教育（社会教育や家庭教育）を十分に位置づけていない〉という指摘が為されたり [1/246-247, 1/249]、〈新憲法で定められた義務教育無償の範囲を、国公立学校における授業料の不徴収に限定したこと〉への異論が唱えられたりした [1/247-249]。

何より大きく問われたのは、羽溪主査が何を報告したのかということだった。端的に言えば、〈「教育基本法前文案（1946 年 11 月 15 日案）」と「教育基本法要綱案（1946 年 11 月 15 日案）」をそのまま法律にしよう〉というのが第 1 特別委員会における審議の結論なのか。そのことを複数の委員から問われて、羽溪主査は「文案の骨子は動かない。一字一句委員会で相当練ったのでありますから」[1/248] と要領を得ない回答をした。

南原議長は、一委員としての意見であることを断ったうえで、次のように述べて

議論を整理した。すなわち、教育刷新委員会の仕事は、〈たとえば教育基本法を作るとすれば、そこにどういう精神を吹き込むか〉という「大体の大綱」を出すことであって、一字一句まで推敲して動かせなくなったものを提案することではない。法案の原文のようなものを提案してそれが閣議や議会で否定されたら、委員会の権威にも関わる。第1特別委員会の今回の報告は失敗で、その失敗は、文部省で準備中の要綱案を取り上げて検討するというやり方をしたところから来ている、と [1/251]。

羽溪主査は「宛がわれると捉われ勝ちになりまして」[1/252] と弁解したり、「何時の間にか基本法がくっ付いてしまったのであります。委員長 (ママ) も其の辺に付ては御責任がある」[1/253] と恨み節を云ったりしたが、出席委員からは南原議長の意見を支持する発言が相次ぎ、審議は第1特別委員会へ差し戻された [1/251-254]。

第1特別委員会第11回会議（1946年11月22日午前）

芦田委員、天野委員、務台委員、森戸委員、河井委員のうち少なくとも4名が欠席 (50)。第1特別委員会におけるこれまでの審議の概要を整理した刷物が文部大臣官房審議室から配られ、羽溪主査がそれを朗読した (51)。参考人として出席していた文部省係官からの補足によって、〈朗読内容の一部については、第1特別委員会で出た意見ではなく文部大臣官房審議室の考えだ〉ということが明確にされたが、その部分も含めてこの場で確認したことにして、「〔第1特別〕委員会の意見として出す」という運びになった [6/158]。宛てがわれたこの刷物を頼りに羽溪主査らが同日午後の総会に臨もうとしていることは、言外に明らかだった。

羽溪主査はその趣旨から出席委員に修正意見を求めた。意見を述べる者は関口鯉吉委員以外になく、関口鯉吉委員は、過去に対する反省を前文から削除することと (52)、日本の伝統的精神を奉公や犠牲の観念という形でどこかに入れること、この2点を要求した [6/159-162]。前文に関する審議に参加していない委員の多いことが関口隆克幹事から指摘されると [6/160]、関口鯉吉委員は「こんな少数で新しい問題を議論をしても仕様がない」[6/160] と云いながら、第1特別委員会の中にも異論があるということを総会に報告するよう求めた [6/162]。

なお、社会教育については関口隆克幹事の考えを聴いて少しく検討し、教育根本法に含めるべき事項とする方向で、具体的な案文の作成を文部省に任せることとした [6/162-165]。

第12回総会（1946年11月22日午後）

羽溪主査は「本日午前特別委員会を開催致しまして、それらの点〔前回総会で疑

義や異論を向けられた点〕に付て特別委員会の意見を協議決定致しました」[1/261]と前置きしてから、第１特別委員会の第２回中間報告をやり直した。その内容は、〈同日午前に行われた第１特別委員会の会議で文部大臣官房審議室から宛てがわれた刷物〉に書かれていたところに沿って、第１特別委員会における審議の概要を釈明したものだった [1/261-263] (53)。釈明を終えると羽溪主査は、〈以上の報告を承認して、あとは文部当局に一任するということで、第１特別委員会の任を解いてもらいたい〉と願い出た [1/263]。

この釈明を承けて、なお多くの意見や質問が出席委員から出された。その論点は、道徳と宗教の関係、女子教育の位置づけ、家庭教育の意義、国際意識の強調、芸術の位置づけ、個性の完成と国家の形成者との関係、義務教育無償の問題、障碍者教育の位置づけ、実学の位置づけ、といった具合に多岐に亘った [1/263-273]。

南原副委員長は審議を再び第１特別委員会へ差し戻すよう主張し、それに明確に賛同する委員がいて、安倍議長もそのように運ぼうとしたが、羽溪主査はなかなか承服しなかった。羽溪主査曰く、第１特別委員会は総会で出た多くの意見を取り入れるべく、案文を練りに練って第２回中間報告まで漕ぎ着けたのであって、これ以上は任に堪えない。文部大臣官房審議室の係官にもここまでの審議を全て聴いてもらっているので、あとは文部当局に任せたい、と [1/268, 1/274-275]。

最後は安倍議長が速記中断を指示して、再開後、「それでは今〔速記中断中に〕関口幹事からお話になったような方針で、御苦労でございますが、〔第１特別委員会の会議を〕もう一遍一つ開いて戴きたいと思います」[1/276] と云って収拾をつけた。

第 1 特別委員会第 12 回会議（1946 年 11 月 29 日午前）

森戸委員が欠席。冒頭、関口隆克幹事から刷物が配布され、それについての説明が為された [6/167-168] (54)。説明を聴けば、その刷物が次のことのために配布されたのは明らかだった。すなわち、〈大綱的なものでなければ採択に付すことができない〉という総会の事情を忖度して第１特別委員会からの報告をやり直すにあたり、その補正の具合をどの程度のものとするか。端的に言えば、第 11 回総会に提出した３点の資料をどの程度まで大まかにして報告し直すか。それを協議・決定することがこの日の本題になるはずだった。

しかし、芦田委員が自身の欠席していたあいだの審議について質問すると、議論は初っ端から脇へと逸れて、教育根本法に含めるべき各事項の説明内容を一つ一つ蒸し返して確認していく展開になった (55)。そのうえ羽溪主査は、〈教育根本法に含めるべき事項の中に「社会教育」を加える場合の案文〉を、板書まで使いながら一

字一句詰めていった [6/178-182]。同日午後の総会に何を出すのかと天野委員が途中で質問しても [6/179]、羽溪主査は取り合わずに案文の作成を続けた。

こうして本題に入ることのないまま時間を使い果たしたところで、会議は終了した。

なお、天野委員の質問に対しては、関口鯉吉委員が「この間からのこと〔第1特別委員会における審議の詳細を写し取った「教育基本法前文案（1946年11月15日案)」と「教育基本法要綱案（1946年11月15日案)」、およびその後2回分の第1特別委員会の会議の内容〕は、この委員会の報告書としては出ないで、参考事項として附帯資料かなんかにして、これを附けて出す」[6/179] という認識を述べた。関口隆克幹事からも、同様に、「速記録のかわり見〔ママ〕たいなもので、審議の経過として保存される。立法の際にその内容を大いに尊重するということではないかと思います」[6/179] との見解が示された。

第13回総会（1946年11月29日午後）

「第一特別委員会第二回報告補正」と題された刷物が配布された。その内容は次のとおりだった。

第一特別委員会第二回報告補正 (56)

昭和二一・一一・二七〔ママ〕

一　教育基本法を制定する必要があると認めたこと。

二　教育理念はおほよそ左記のやうなものとして、教育基本法の中に、教育の目的、教育の方針としてとりいれること。

㈠教育の目的

教育は、人間性の開発をめざし、民主的、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義とを愛し、個人の尊厳を尚び、勤労と協和とを重んずる、心身共に健康な国民の育成を期するにあること。

㈡教育の方針

教育の目的は、あらゆる機会とあらゆる場とを通じて実現されなければならない。この目的を達成するためには、教育の自律性と学問の自由とを尊重し、現実との関聯を考慮しつつ、自発的精神を涵養し、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展とに貢献するやうに努めなければならないこと。

三　教育基本法には、この法律の制定の由来、趣旨を明らかにするため、前文を附することとし、その内容はおほむね左のやうなものとすること。

㈠従来の教育が画一的で形式に流れた欠かんを明らかにすること。
㈡新憲法の改正に伴う民主的文化国家の建設が教育の力にまつことをのべ、新教育の方向を示すこと。
㈢この法律と憲法および他の教育法令との関係を明らかにすること。
㈣教育刷新に対する国民の覚悟をのべること。

四　教育基本法の各条項として、おほむね左の事項をとりいれ、新憲法の趣旨を敷衍するとともにこれらの事項につき原則を明示すること。
㈠教育の機会均等
㈡義務教育
㈢女子教育
㈣社会教育
㈤政治教育
㈥宗教教育
㈦学校の性格
㈧教員の身分
㈨教育行政

五　前項に示した教育基本法の各条項の内容については総会、各特別委員会の審議の結果をとりいれること。

六　文部省において、右の趣旨に則つて、教育基本法案を作成せらるること。

羽溪主査はこの刷物の内容に沿って、第1特別委員会の審議結果の報告を再度やり直した [1/287-288]。

安倍議長が「委員長及副委員長の方で意見具申が出来るということになれば、更に御相談をするというようなことにして、此の位で是は打切ったらどうかと思いますが」[1/288] と云って幕引きを図ると、倉橋委員が〈教育根本法に含めるべき事項〉の中に「家庭教育」を加えるよう主張した。倉橋委員は長口上で食下がって、出席委員の賛同を得ることに成功した [1/288-294]。

また、今回の報告補正と前々回（第11回総会）の報告との関係、端的に言えば、前々回に提出された「教育基本法要綱案（1946年11月15日案）」の生死如何を質す声があり [1/295]、それに対しては、関口鯉吉委員が補足発言を行った。曰く、第1特別委員会の認識どおりであれば、「強い意味の参考文書」[1/296] として法案作成時に活かされることになる、と。

こうして最後に、「それでは第一特別委員会の第二回報告補正は大体御承認を得たということに考えて宜しゅうございますか。それから前回の御報告に付ては、此処で問題になったものは、それを参考として文部当局の方でやって戴く。……それではそういうことに決定致します」[1/297] と安倍議長が宣言して、教育の根本理念をめぐる教育刷新委員会の審議は実質的に終結した (57)。

なお、「第一特別委員会第二回報告補正」は表題だけを「教育の理念及び教育基本法に関すること」と変えて、他の特別委員会に付託されていた審議の結果（「学制に関すること」「私立学校に関すること」「教育行政に関すること」）と共に、1946 年 12 月 27 日付で内閣総理大臣宛てに報告された [13/55-58]。

第 22 回総会（1947 年 2 月 7 日）

第 7 特別委員会 (58) の関口泰主査が〈教育根本法の法案において社会教育に関する条文がどういう文言になったか〉を文部省側に尋ねた際、それに回答した岡田孝平幹事（文部省調査局審議課長）(59) から、「基本法は法制局に出しまして、只今審議中でございます」との報告が為された [2/83]。それを補足した山崎文部次官からは、「〔法制局および連合国軍最高司令官総司令部との意見交換を経て固まりつつある案文は、〕只今の所では本委員会の根本の御精神を離れる形には相成って居らないように私、考えて居ります」[2/84] との説明が為された (60)。

第 25 回総会（1947 年 2 月 28 日）

翌日の閣議に掛けるという差し迫った条件の下に、辻田力幹事（文部省調査局長）から教育根本法の法案の文面が口頭で報告された。辻田幹事は、「教育の目的」を規定する第一条において「人間性の開発をめざし」という言葉ではなく「人格の完成をめざし」という言葉を採った点など、教育刷新委員会での審議のとおりにならなかった所に幾つか触れたうえで、「色々御意見もあるかと存じますが、種々関係方面と折衝しました結果こういう風になったのでございまして、御諒承をお願いしたいと存じます」[2/166] と述べた。欠席の安倍委員長に代わって議長を務めた南原副委員長も、「〔大きな問題がなければ〕その儘御了解を頂きます」と出席委員に呼びかけた [2/166]。

第 1 特別委員会の羽溪主査は、「お読みになった修正文は確定的ですね。言ったところが議論に終るだけで、一字一句も言えないのでしょう」と前置きしてから、「人間性の開発」ではなく「人格の完成」が採られた理由を質した [2/167]。辻田幹事が「誰にでも分り易くする」ためだと答えると、羽溪主査は「人格の完成では余りお座

なりであっていけないというので、相当研究した」のだと云って返したが、それ以上は追及しなかった [2/167] (61)。

羽溪主査が発言を終えると、南原議長は、「教育基本法に付きましては、政府案と云いますか、我々としては御報告を受けたということにしてこれは終りといたします」[2/168] と云って、辻田幹事からの報告を通した。

第 26 回総会（1947 年 3 月 7 日）

〈教育根本法の法案が閣議を通って枢密院に諮詢され、そこで審査に掛かっているところだ〉という旨の報告が剣木亨弘幹事（文部省学校教育局次長）から為された [2/175]。それに対して出席委員からの質問等はなかった。

第 27 回総会（1947 年 3 月 14 日）

〈前日の衆議院本会議において教育根本法の法案が上程されて、審議は直ちに委員会（衆議院教育基本法案委員会）に付託され、翌日にも本会議で採決に付される見通しだ〉という旨の報告が剣木幹事から為された [2/199] (62)。剣木幹事はこのとき、閣議と枢密院とにおいて法案の文面に修正が入ったことにも触れた [2/199-200] (63)。欠席の安倍委員長に代わって議長を務めた南原副委員長は、「基本法につきましては、別に皆様も御意見はなかろうと思います」[2/200] と云って、これを通した。

第 29 回総会（1947 年 3 月 28 日）

〈教育根本法の法案が衆議院と貴族院を通過して成立するに至り、近日中に公布施行される〉という旨が辻田幹事から報告された [2/244-245]。それに対して出席委員からの質問等はなかった。

おわりに

以上、教育刷新委員会において「教育の根本理念」をめぐる審議がどのように為されたのか、その成り行きを描出してきた。教育基本法第一条の条文作成時に参考とされた〈教育の目的に関わる議論〉は、その顛末の中に位置している。

こうして審議の成り行きを一繋がりのものとして読み通せるようにしてみると、教育の目的について教育刷新委員会で為された議論は、必ずしも充実したものだったとは言えないことが分かる。そう判断する理由としては、特に第 1 特別委員会に関する弱点として、以下のようなことを指摘できる。

第 1 に、欠席者の多さである。新しい教育の根本理念を闡明すべく集中的審議を

付託された第1特別委員会は、2か月強のあいだに12回という相当な頻度で会議を開いた。しかし、同特別委員会を構成した8名の中には、欠席を繰り返した委員が少なくなく（そのうち3名は3分の1以上を欠席）、また、ほとんど発言しない委員もいた。

第2に、審議時間の少なさである。第1特別委員会が開いた12回の会議のうち、教育の目的が直接的に審議されたのは3回（第4回、第5回、第6回の前半）に過ぎない。それ以外の回には、教育の目的に関係のある別の問題――(a)「教育基本法要綱案（1946年9月21日案）」の第3項目以下に書かれていた「制度」の問題、(b)「目的」から「制度」へと話を繋ぐための「方針」の問題、(c) 教育の目的を敢えて法で規定した事情などを説明するための「前文」の問題、(d) 教育勅語の処理の問題――が審議されていた。

第3に、主体性にも難があった。文部省から提示された「教育基本法要綱案（1946年9月21日案）」を審議の敲き台にすべきなのか。それを一字一句添削するような作業が第1特別委員会に求められているのか。これらのことは同特別委員会の内でも度々問題にされていた。しかし、結局のところ、明晰な対応を回避し続けた主査の下で同特別委員会は迷走気味になり、審議体としての主体性を損なった。このことは、審議時間の浪費や効率の低下を招くのみならず、〈対抗関係にある組織から与しやすいと見られる原因〉になりかねないという意味でも、芳しくないことだ。

そして第4に、これが最も肝心な所だが、教育の目的についての議論の内容に然程の深みがあったわけではない。教育の目的についての議論を構成したのは、主として務台委員、森戸委員、天野委員の3名の意見だった。「教育基本法要綱案（1946年9月21日案）」に対する修正の形で言うと、この3名の意見からは次の3つのことが第1特別委員会の結論として導かれた。すなわち、(1)「人格の完成」よりも「人間性の開発」の方が教育の目的を表すに相応しいと判断すべきこと、(2)「平和」という価値を明記すべきこと、(3)「勤労」という要素を加えるべきこと、である。このうち「人格の完成」か「人間性の開発」かという問題に関しては、次のような点に議論の甘さが残っていた。

1点目。「人格の完成」にしても「人間性の開発」にしても、それらの言葉の表す概念が精確に特定されていない。それ故、「人間性の開発」を採ることにしたその考察も、果ては教育についての2つの考え方――予め決められた基準を被教育者に与えるのか、それとも、被教育者の天分を伸ばすのか――にそれぞれの言葉を結びつけたくらいで、「〔この2つの言葉は〕気分が違っております」とか、「〔「人間性の開発」と言う方が〕いいような感じがする」とかという具合に、漠然とした比較を出てい

ない。また、教育基本法案作成の過程で「人格の完成」を採ることにした旨が文部省の係官から総会に報告されたときも、〈素人にとって分かり易いかどうか〉という簡単な理由説明で済まされた。

2点目。「人格の完成」と「人間性の開発」の違いは曲がりなりにも考えられているが、その他の言葉を用いる可能性については検討されていない。たとえば、教育刷新委員会よりも早く、省外協力者を集めながら作成された文部省著作『新教育指針』は、「人格」「人間性」「個性」という3つの言葉の異同に触れながら、〈戦後における新しい教育は「個性の完成」を目的とする〉と主張していた[64]。そこに云われた「個性の完成」が「人格の完成」や「人間性の開発」とどう違うのかということは、第1特別委員会で議論されていない。

3点目。教育の目的について議論されてはいるのだが、その「目的」というのが〈教育に固有の目的〉のことなのかどうか、判然としない。〈そもそも教育は教育以外の何かに仕えることを目的とする営為で、その仕えるべき何かが戦前・戦時期と戦後とのあいだで大きく変わる〉という話なのか。それとも、〈教育には教育そのものの目的があるのに、戦前・戦時期にはそれが抑圧されたり、教育以外の何かの目的に掏り替えられたりしていた〉という話なのか。その点が判然としない。この問題は、「人格」なるものや「人間性」なるものの普遍性をどう考えるかという問題にも関わるはずだが、いずれも詰めて議論されていない。

以上のように、教育刷新委員会で為された〈教育の目的に関わる議論〉の充実性には難がある。教育刷新委員会における審議の成り行きを描出したことで、一先ずそれが明瞭になったと言ってよいのではなかろうか。

公教育の目的を考えるにあたって教育基本法第一条を参考するのは、確かに意味のあることだ。しかし、そこに過剰な可能性を期待すべきではないだろう[65]。逆に言えば、教育基本法第一条を踏み超えて考えたり、同条から自由になって考えてみたりすることが必要になることもあるはずだ。〈第1特別委員会に関する弱点として第4に指摘したこと〉について本格的な批判を展開すれば、そうした考え方に道を拓くことになるだろうが、本稿では簡単な問題提起に止まった。別稿を期する。

［註］

(1) 以下、特に断りのない限り、本稿に言う「教育基本法」は1947年に制定された日本の教育基本法を指す。

(2) 本稿では、節や句の始まりと終わりを明確にする目的で、山括弧を用いる。一文の構成が複雑になってしまうときには、この山括弧を用いることにする。

(3)　教育基本法は2006年に改正された。教育の目的を定める条文はその改正によって次のようなものとされたが、人格の完成を目指すという点と、平和的な国家及び社会の形成者としての国民の育成を期するという点は、従来から変わっていない。その限りでは、1947年に制定された教育基本法の第一条は、法文としてもなお現在との繋がりを有している。

「（教育の目的）第一条　教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」

(4)　たとえば、日本教職員組合は1950年代前半の時期に教育基本法を教育運動の明確な支えとし始めるが、その様子の一端を明らかにした研究として、広田照幸「日教組のスローガン「平和を守り真実をつらぬく民主教育の確立」の成立過程」（日本大学教育学会『教育学雑誌』第59号、2023年）を参照。

(5)　たとえば、民間教育研究団体の一つである教育科学研究会は、その機関誌や研究集会の内容を辿れば明らかなように、1952年の再建以来、〈教師の教育の自由と子供の学習の自由〉に対する公権力からの統制強化に抵抗しながら、すべての子供たちに対する学習権保障を標榜して、実態としての公教育の不備を批判し続けてきた。同会は半世紀以上に亘って、そのような活動の「指標」に〈教育基本法に表された理念の実現〉を掲げてきた。

「私たちは、日本国憲法と教育基本法とにあらわれている平和と民主主義をめざす日本の教育をおしすすめ、国の独立の基礎をきずく仕事を誠実にやっていきたい。そのためにおたがいの協力の目当てとして、つぎの指標をかかげる。」（1955年に作成された「指標」の前文。教育科学研究全国連絡協議会編『教育』国土社、1955年10月号、96頁）

「私たちは、日本国憲法、教育基本法および子どもの権利条約に示される理念にもとづきながら、すべての子ども・青年の人間としての自立をはかるとともに、わが国の平和的・民主的・文化的な発展と、人類の平和と福祉に寄与する教育の仕事を誠実におしすすめていきたい。そのために、私たちの努力と協力のめあてとして、つぎの指標をかかげる。」（1994年に改正された後の「指標」の前文。教育科学研究会編『教育』国土社、1994年5月号、123頁。ただし、2006年の法改正後、「教育基本法」という語はこの前文から削除された。）

(6)　教育基本法案の審議が帝国議会で開始されるに際して、高橋誠一郎文部大臣は、法案作成の経緯を次のように説明した。「この法案は、教育の根本的刷新について議すべく、昨年九月内閣に設けられましたところの教育刷新委員会におきまして、

約半歳にわたりまして、慎重審議を重ねましたところの綱要をもといたしまして、政府において立案作成したところのものでございます。」（国立国会図書館「帝国議会会議録検索システム」（https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/）上の議事速記録「第92回帝国議会 衆議院 本会議 第17号 昭和22年3月13日」から引用、2025年5月5日閲覧）。なお、引用にあたっては旧字体漢字を新字体漢字に変えたところがある。以下、漢字の表記に関しては本稿における全ての引用で同様に処理する。

(7) 審議全体の成り行きを視野に収めようとしているという点で特記すべき先行研究としては、鈴木英一『戦後日本の教育改革 第3巻 教育行政』（海後宗臣監修、東京大学出版会、1970年）がある（特に第2章第4節）。同書は、教育基本法の立法過程とその過程における教育刷新委員会の活動内容を知ろうとする際に、他の研究者からよく参照されてきた基本文献の一つだ。最近でも、田中耕太郎元最高裁判所長官（教育基本法案作成時には文部大臣）のキャリアを主題とした著作で、この文献が「参考資料集」として使われたりしている（牧原出『田中耕太郎――闘う司法の確立者、世界法の探究者』中央公論新社、2022年）。ただし、鈴木の著作は主に教育行政への関心から書かれたもので、教育行政の基礎づけともなる〈教育そのものの目的〉について考える場合とは観点が異なる。教育の目的に対してより直接的に関心を向け、かつ、審議全体の成り行きを視野に収めようとしている先行研究としては、山住正己・堀尾輝久『戦後日本の教育改革 第2巻 教育理念』（海後宗臣監修、東京大学出版会、1976年）がある。同書の第6章（この章の執筆者は堀尾）は、教育基本法の前文・第一条・第二条と関わりの深い部分について教育刷新委員会における各委員らの発言を詳しく拾っていて、結果的に、教育の目的をめぐる審議の全体に近づいている。ただし、堀尾の著述は論点を明確にしてよく整理されているがゆえに、議事進行に関わる発言等を捨象したり、時系列を入れ替えたりしている所があって、審議の成り行きを通覧するには必ずしも適当ではない。

(8) 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』全13巻、岩波書店、1995-1998年。教育刷新委員会の議事速記録を活字化したものとして、現時点でこれ以上に信頼できる文献はあるまい。この『会議録』の成り立ちと、編集・校訂に従事した15名の研究者たちの氏名については、第1巻の巻頭に付された「緒言」「解題」「例言」「凡例」を参照。なお、議事速記録の原本は、国立公文書館「国立公文書館デジタルアーカイブ」（https://www.digital.archives.go.jp/）の資料検索で、資料群階層＞行政文書＞文部省＞審議会関係文書＞教育刷新委員会・審議会と辿ると、画像データとして公開されている（2025年5月5日閲覧）。

(9) 教育刷新委員会で配布された資料に関しては、国立公文書館「国立公文書館デジタルアーカイブ」（https://www.digital.archives.go.jp/）の資料検索で、資料群階層＞行政文書＞文部省＞審議会関係文書＞教育刷新委員会・審議会と辿ると、その一部が画像データとして公開されている（2025年5月5日閲覧）。総会で配布された資料に限っては、『教育刷新委員会総会配布資料集』全3巻（クロスカルチャー出版、2016年）として出版もされている。

(10) 「勅令第373号教育刷新委員会官制」（『官報』第5872号、1946年8月10日。国立国会図書館「官報 1946年08月10日」https://dl.ndl.go.jp/pid/2962383/、2025年5月5日閲覧）

(11) この表は『会議録』の第1巻・第2巻・第6巻・第13巻に拠って筆者が作成した。「教育の根本理念をめぐる審議に関わる議事」の欄は筆者の責によって記したものである。なお、総会は毎週金曜日午後に開催され、第1特別委員会は総会と同日の午前に開催されることが多かった（第1特別委員会がその限りでなかったのは、総会と別日で開催された初回および第2回と、総会と同日で総会終了後に開催された第3回および第4回）。蛇足ながら、表に挙げた期間の中で総会が金曜日以外に開催されたのは初回と第28回。また、第5回総会と、審議を加速させる必要の意識された12月の総会（第15回・第16回・第17回）は、午前から午後までを費やして開催された。

(12) 『会議録』第1巻、3-4頁。以下、同書を典拠とした記述には「[巻/頁]」の要領で参照箇所を示す。

(13) 『会議録』によれば、史料原本に委員の出欠は特に記録されていない。それでも、他の委員等の発言の中で当該委員の欠席事実に触れられている場合などがある。本稿では、そのようにして確認できる場合に限って「欠席」と断定する。

(14) 引用中の亀甲括弧内は引用者による補足（本稿では以下同様）。圏点は引用者による。なお、この説明の直前、南原議長は「参考の為に、一つ御説明を簡単に御願い致します」と云って山崎文部次官に発言を求め、山崎文部次官も発言の前置きとして「本委員会の使命が、先程ニューゼント中佐の指摘されましたように、どこまでも自主的であるということは我々の（ママ）深く尊重して参りたいと存じて居ります。唯現下相当に緊急解決を要すべき問題と考えます諸問題に付きまして簡単に御説明申し上げまして御参考に供したいと存じます」[1/14] と述べ、〈あくまでも協議の主体は教育刷新委員会であるべきで、自身の発言は参考のために為すものに過ぎない〉という建前を通そうとした。

(15) 第1回総会ではその他にも重要なことが議論されている。たとえば、森戸辰男

委員と関口泰委員からは、委員の構成が適正でないことを指摘する発言が為された。曰く、委員の中には官立学校の長が多く、それだと官的性質が残ってしまうので、私立学校方面、教育専門家ではない民間人、教員組合からさらに委員を補充すべきだ、と [1/12-14]。このような議論もあったということを知っていれば、教育刷新委員会における審議の意味合いを一層良く理解できるには違いない。ただ、約半年間に亘る審議の経過を描出しようと思えば、書き出すべきことをどこかで取捨しないわけにはいかない。本稿では一定の取捨を敢えて行い、もし叙述を進める中で付け足すべきことが生じれば、その都度補うこととしたい。

(16) 「第二回総会決定事項」と題された資料が第3回総会において配布されており、それには「委員会にて早急に取上ぐべき問題」として、次のように記録されている（「第2回総会決定事項」https://www.digital.archives.go.jp/item/1521225.html、2025年5月5日閲覧）。

「一、教育の根本理念に関する事項（教育基本法と関聯）
二、青年学校教育に関する事項（義務教育及学校体系と関聯）
三、教育行政に関する事項（特に教育行政の地方分校〔ママ〕について）
四、私立学校に関する事項
五、教員養成に関する事項（教員再教育をも含めて特に師範学校に関して）」

(17) このときに「教育根本法」と呼ばれていたものが、後に「教育基本法」と称されることになる。教育刷新委員会では第1特別委員会第3回会議以降は「教育基本法」と云われることの方が多くなるが、本稿では、審議の行方を見失わないようにするために、引用中を除いて最後まで「教育根本法」の表記で通すこととする。なお、「教育基本法」という名称の出所を1946年9月14日の文部省議とする説について、古野博明「教育刷新委員会の発足と教育基本法の立案開始――昭和21年8月末～9月の教育立法過程概況」（『北海道教育大学紀要 第1部C 教育科学編』第36巻第2号、1986年）を参照。

(18) ただし、この時点では必ずしも、教育根本法についての審議を、その具体的内容にまで立ち入るような仕方で事細かに行おうということではなかった。この点に絞って出席委員らの発言の趣旨を追うと、話の流れは次のようなものだった。

- 重要課題が山積みなのは解るが、手当たり次第にやっていくと後から矛盾を生じる。根本的な問題から先に審議するのがよい。（関口鯉吉委員）[1/20]
- 根本問題としては忠孝をしっかり位置づけねばならない。天皇による詔書の渙発を切望するとともに、委員会としてもこの点を明確にしたい。（羽溪了諦委員）[1/21-22]

- 新憲法の制定に続いて「根本的の教育法」を出すつもりが文部省にあるならば、大略でよいから最初に説明を聴いておくのがよい。（関口泰委員）[1/23]
- 羽溪委員の意見には反対だ。戦時下における国民の精神状態の弱点を反省せねばならない。（渡辺銕蔵委員）[1/24-25]。
- 文部大臣が「教育根本法」を制定すると云っていて、具体案も作成されているらしい。学区庁の問題も具体化していると報じられている。これらの問題から審議に入るのがよい。関口鯉吉委員の意見に同意する。（川本宇之介委員）[1/26]
- 前回の山崎文部次官からの説明の中には含まれていなかったが、審議事項として「教育根本法を取上げる」ということでよかろう。〈根本法の内容を作る前に先ず教育刷新委員会でその骨子を考えてほしい〉というのが文部省のスタンスだと聞いている。（南原議長）[1/26]
- 教育根本法について委員会で議決してそれを文部省へ参考として提供するには、帝国議会の日程に間に合わなければ仕方がない。よほど集中してやらねばならない。（関口泰委員）[1/26]
- そのとおり。文部省にも案があるならそれを出してもらった方が捗る。そのうえでこの委員会を尊重してもらうということもできるはずだ。（川本委員）[1/26-27]
- 教育根本法という話は初めて聞いたが、先に述べた自分の意見と趣旨は同じだろう。やはり根本問題を最初に審議するのがよい。（関口鯉吉委員）[1/27]
- 根本問題も大事かもしれないが、新憲法の趣旨に基いて審議を進めておきさえすれば、後で矛盾を生じるということはなかろう。前回の説明をもっとよく参考にして、具体的な課題についての審議を急いでほしい。（山崎文部次官）[1/27]
- 課題はいろいろあるだろうが、しっかりとした筋を一本通すことが大事だ。そして、その点について言えば、新しい教育の指導的精神としての民主主義が教員層に徹底されていない。教育勅語の問題についての文部大臣の議会答弁も曖昧だった。新しい教育の根本として、この問題をはっきりさせる必要がある。（森戸辰男委員）[1/28-29]
- 教育根本法は根本理念の問題だけでなく学校体系の問題にも関連するはずだ。どういう構想を持っているのか文部省から説明してもらえないか。（南原議長）[1/29]
- 教育根本法については文部省で研究しているところだ。自分の構想としては、旧来の各学校法令における教育目的に関する規定を一括して置き換えるために先ず根本法を置き、学校に関するその他の諸々のことなどは根本法から個別に

法令を派生させて規定するのがよかろう、というようなことを考えている。教育刷新委員会から要求されれば、大雑把なアウトラインを参考に供することは可能だ。（田中文部大臣）[1/29-30]

- 教育根本法の輪郭に関して文部省に在る材料を、この委員会に示してもらえるか。（南原議長）[1/30]
- 省内で一定の見通しが立てば提供できる。（田中文部大臣）[1/30]
- 新時代の教育の根本理念を審議するということで意見は一致した。どういう仕方で織り込まれることになるにせよ、これは教育根本法に関連した重要問題だから第一に審議する。そのための特別委員会も作ることにしよう。（南原議長）[1/32]

(19) この日は、この論点について全ての委員が発言したというわけではない。また、対立する主張のあいだで、割り切れない意見を述べる委員もいた。たとえば、渡辺委員は、「先程〔議席番号〕十三番〔の羽溪委員〕から、そういう教育の根本方針に付て教育勅語を戴きたいというようなお話がありました。私は之とは全く反対の考を持って居ります」[1/24] と述べて、羽溪委員の発言のうち、新勅語奏請という点にははっきり反対した。しかし、その理由について語ることはせず、「道徳、宗教ということを矢張り相当考えて行かぬと、教育の刷新の根本には触れ難い」[1/25] と云って、論点を直ぐに別の所へ移してしまった。曰く、「日本の教育のやり方というものは、それ程明治、大正の時代に誤って居たとは思わないのであります。〔中略〕忠孝ということに付て多少偏し過ぎたという嫌いはあるかもしれません。〔中略〕〔けれども〕忠誠愛国というものが決して悪いことではない。〔中略〕唯昭和になってから間違った軍閥の跋扈、それに対して政治家も、学者も、各方面が意志が弱く、斯ういうことで今日の状態を来した」[1/25] のだと。渡辺委員の発言は、〈国民が自ら意志を鍛え直さなければ、どのような勅語を出されても同じ轍を踏む〉という筋で新勅語奏請への反対に理由を添えているように読めなくもないが、そこに云われる意志の向かう所は不明だし、むしろ、道徳と宗教の問題なるものを持ち出すことによって、〈旧来の教育が忠孝に重きを置いてきたことの問題性〉を相対的に軽んじているようにも読める。

(20) このときに為された発言を順番に全て拾い上げて、1件ずつその趣旨をまとめると、以下のとおりである。なお、発言者の肩書は、第1回総会で配布された「教育刷新委員会委員関係者名簿」（https://www.digital.archives.go.jp/item/1520899.html、2025年5月5日閲覧）に拠る。ただし、『会議録』に示されている委員名等一覧上の記載 [1/xi-xii, 13/29-31] と異なる場合には適宜併記した。

- 立身栄達主義によって、他人を排して自分だけ豊かになればよいという生活理念や、学問はそのための登竜門であるという思想が蔓延った。それが戦争の大きな原因になったということを、米国教育使節団による観察は見落としている。他人と協力し合ってこそ生活は豊かになるという合理的見通しを与えることで、若者を学問へ向かわせたい。注入主義的でない本来の科学教育が行われてほしい。（関口鯉吉委員、東京帝国大学教授・東京天文台長）[1/44-45]
- 平凡でも道理を通すというのではなく、寄らば斬るというモラルエゴイズムが国民のあいだに蔓延った。それを反省しなければならない。そこには宗教意識の欠如がある。（大島正徳委員、肩書なし・在外邦人子弟教育協会理事）[1/45-46]
- 親が我が子を育てることこそ教育の根本だ。国家は家庭教育を保障すべきだ。（倉橋惣三委員、東京女史高等師範学校教授）[1/46-47]
- 忠孝一体道義を基礎とした教育勅語の思召を、新時代の教育にも活かさねばならない。ただし、戦争に命を捧げることが忠義の至高で親に盲従するのが孝行だというのでは、これからは通用しない。文化的人格の完成において、真の忠孝が発揚されるようにせねばならない。（羽溪了諦委員、肩書なし・龍谷大学長）[1/47]
- 人間は常に協同生活を為すのであって、これからはそのことが大事になる。次世代の教育は真理の探究だけでなく、この点を重視するものでなければならない。教育勅語は個人をそれだけで捉えて、協同生活をなす具体的な人間を見ていなかった。（戸田貞三委員、東京帝国大学文学部長）[1/47-48]
- 神を愛するように隣人を愛せという言葉が宗教にはあるように、協同生活に必要なのは、自分と同等もしくは下位の者に力を貸すことだ。教育の理念にはそのことが含まれねばならないが、忠孝にはそれが欠けている。（河井道委員、恵泉女子専門学校長）[1/48]
- 世界平和を目指すにしても国家は当面なくならない。国際協力の時代だからこそ、日本も国の存続に誇りを持つことが大事だ。日本が他の国よりも優れていて、他の民族を習わしめることができるというくらいの気概を持たねばならない。（竹下豊次委員、貴族院議員）[1/48-49]
- 新憲法の民主主義の精神と旧来の教育との相違に教員たちが戸惑っている。真理の探究や人格の尊重といった抽象的な概念を並べるだけでは不十分だ。必要なのは、それらのものを統合する新しい社会の理念を示すことだ。教育勅語が表しているのは封建制という古い社会理念だ。古い協同生活の理念に代えて、新しい協同生活の理念を把握することが必要だ。協同生活の代表的な形は国家

だが、いまや天皇の地位も大きく変わった。新しい教育の根本理念は、新憲法の理念に応じたものであるべきで、これらのことを意味として含む必要がある。（森戸辰男委員、衆議院議員）[1/49-50]

- 戦時中には軍国主義や極端な国家主義が教育の根本理念だった。それをあらゆる方面で一掃するには、民主主義の「民主」という語に、他人敬愛、人道、公共といった一層広範なものが含まれることを唱えねばならない。（佐野利器委員、東京帝国大学名誉教授）[1/50]
- 教育を自分ばかりの立身出世の道具にしようという功利主義的な考え方。社会から学校への実利的要求。そして、教育勅語の観念的忠君愛国主義がそうだったように、何でも上から教え込むという傾向。これらの旧来の欠点を除去して、教育が基本的なことに注力できるようにせねばならない。では、何が基本的なことかと言えば、それは森戸委員の発言のとおりで、闇雲に国の為や社会の為というのではなく、国家なり社会なりの在り方に見通しを立てて、そこから選び出されるものだ。教師の人格からの影響によって学生や生徒を人間に作り上げていくというもう一つの事柄とともに、教育の仕事にとっての基本を明確にすることが大事だ。（務台理作委員、東京文理科大学長・東京高等師範学校長）[1/50-51]
- 教育理念の根本に伝統のことを取り扱ってほしい。（木下一雄委員、東京第一師範学校長）[1/51]
- 人権尊重と人道実践を根本法に含めることで、教育に新しい一面が開かれる。それらは教育勅語においても希薄だった。日本では、「身体に異常のある者の教育」が貧弱だ。それは、権利上は教育を施すのが当然なのに、富国強兵に役立ちそうにないという考えが先に立つからだ。人権尊重と人道実践が教育の根本理念に含まれれば、「不幸な者に対する正しい意味の愛護の精神」を訓練する機会が広がるだろう。それは、能力に応じて普通教育を受ける権利があるという考え方にも適うことだ。（川本宇之介委員、東京聾唖学校長）[1/51-52]
- 付和雷同などと云って、他人の人格の尊重どころか、自分の人格を尊重することさえ不十分だった。学校だけで人間ができるわけではない。社会生活や職業生活を通じて人格を向上させるための基礎こそが学校の注力すべきところで、それは務台委員の発言にも繋がる。リベラルエデュケーションを全階級に普及することが課題になるだろう。また、考えの異なる外国人とも交際できるように育てることも大切だ。（矢野貫城委員、明治学院長）[1/52]
- 文化と情操に必要な音楽教育が遅れていて、それが一番の弱点だ。国民の勤労

意欲が低く、自分ばかり良い思いをしようとするところも問題だ。（高橋隆道委員、東京農林専門学校長）[1/53-54]

- 健康な体という面が弱くなりがちなので、教育根本法にはそれも盛り込んでほしい。（名倉愛吉委員、東京高田第五国民学校長）[1/54]
- 務台委員の言ったとおりで、教育の根本理念や目的を上から貰うようでは困る。新勅語奏請については是非を論じる必要もなくなり、国会でそれを決めようという運びなのだろうが、法律の格好にしたところで観念を固定するのはよろしくない。教育勅語にしても、時代に合っているかどうか常に考え直すという発想にならなかったのが問題だったのであって、教育の根本理念の内容を法として定めることには、疑問がある。（関口泰委員、肩書なし・前文部省社会教育局長・前教育研修所長）[1/54-55]
- 忠孝、犠牲、勤勉などは外国でも大事にされている。それればかりになったのが日本の国民性の欠点だ。愛、同情、親切などが足りなかった。また、道徳は勅語で示されて身に付くようなものではなく、時間をかけて自然に備わるようにせねばならない。道徳の問題を十分に検討されたい。（渡辺銕蔵委員、肩書なし・前東京商業会議所理事）[1/55-56]
- 教育の理念については、内容の問題として検討するのではなく、内容を創造していく機能の問題として検討するのが適当だ。たとえば教育勅語に書かれているような徳目をどうするかは、子供たちが自ら発案して決定していくべきことだ。自由教育や進歩的教育においては、そういう人間をどう作るかということが考えられている。民主主義においては輿論の形成が大事で、それを指導するには18歳くらいまでの中等普通教育が必要だ。中等教育の機会均等については、旧来のように能力差に対する評価から考えるのではなくて、社会的な相互協力のための個性尊重という所から考える必要がある。要するに、教育の機能は、社会人〔協同生活をする人間〕としての自己を完成させることだ。各人の生活を幸福にするために、先ず自分のことは自分で工夫して決定するというようにすれば、それは、人道主義や人権尊重に適うことだし、仕事に就いた先でも役に立つことだ。道徳や宗教も重要だろうが、教育の理念を明示するには仕事のことを考えねばならない。抽象的な学課を教えるばかりでなく、復興事業における国土計画や職業政策との関係で仕事の責任を具体的に明らかにして、学科課程改造や学校制度問題をその立場から考えていく。そのようにしてこそ、教育の理念が理由を以て明らかになる。（城戸幡太郎委員、教育研修所長）[1/56-57]

- 教育の中のことがどうこうではなく、教育をどこへ向かわせるか。それをはっきりさせることが何よりも大事だ。教育勅語に関しても、個々の徳目にばかり目を向けるのではなく、それを貫いている精神に対して取るべき態度をはっきりさせることが大事だ。そして、そういうことは、根本法に規定するとしても、前文に表すようなことだ。変革された新しい国体の在り方からすれば、新勅語奏請など不適当だ。（森戸委員 2 回目の発言）[1/58]
- 文部省は教育に対してどういう態度を取るか。教育者が生徒に対してどういう態度を取るか。それが重大な問題だ。（大島委員 2 回目の発言）[1/58]

(21) ただし、田中文部大臣の発言はいかにも手元のメモを読むような調子だった。事実、このときの田中文部大臣の発言内容は、3 日後の第 1 特別委員会で文部大臣官房審議室から刷物として提示された「教育基本法要綱案」の内容を、既に相当程度含んでいる。田中文部大臣の発言が 1946 年 9 月 14 日と同月 18 日の文部省議の結果を伝えるものだったとする説について、古野博明「教育刷新委員会の発足と教育基本法の立案開始」（前掲）を参照。

(22) このとき、「先程大臣から御話のありました文部省の草案なるものは、議長の御指摘のように単に御参考の為に作っただけでありまして、文部省の原案というような性質のものでないことを御承知置き願いたいと思います」[1/62] と山崎文部次官が口を挿んだ。〈あくまでも協議の主体は教育刷新委員会であるべきで、文部当局者の発言は参考のために為すものに過ぎない〉という建前を、山崎文部次官はここでも通そうとした。

(23) 各委員への根回しは届いていなかったようで、別の希望を願い出る委員もいたが、幹事（文部大臣官房審議室の係官）方面とのあいだで事前に相談していたとおりの人選を南原議長が押し通した。尤も、第 1 回総会で決定された「教育刷新委員会議事規則」（https://www.digital.archives.go.jp/item/1520335.html、2025 年 5 月 5 日閲覧）には、「特別委員は、委員及び臨時委員のうちから委員長がこれを指名する」とあり、教育刷新委員会官制には、「副委員長は、委員長を補佐し、又、委員長に事故があるときは、その職務を代理する」とされているので、この 8 名の委員が指名されたことに形式上の瑕疵があったわけではない。

(24) 議事速記録上でこの事情が明らかになるのは、第 2 回会議の冒頭である [6/17]。

(25) このとき、第 1 特別委員会の幹事として出席していた関口隆克（文部大臣官房審議室長）は、山崎文部次官の説明を補足して、〈教育刷新委員会の意見が法律の前文に収まらないほどの分量になるならば、同委員会が主体となって解釈書を刊行してもよいのではないか〉との見解を述べた [6/14-15]。それを承けて森戸委

員は、〈教育根本法の前文に書かれれば国会で審議されることになり、それが大事なことなのであって、教育刷新委員会の意見というだけでは不十分だ〉と主張した [6/15]。

(26) 島田委員は第 1 特別委員会と総会での発言回数が極めて少なく、為された発言もそのほとんどが極短いものだった。

(27) 最終的に発せられた文部次官通牒「勅語及び詔書等の取扱について」(1946 年 10 月 8 日発) では、「今後は之を要しない」ではなく、「今後は之を読まないことにすること」という表現が採られた [13/157]。

(28) 教育刷新委員会では、「教育基本法要綱案」と題された資料が 2 回配布された。それぞれの資料に記された日付に注目して、1 回目に配布されたものを「教育基本法要綱案 (1946 年 9 月 21 日案)」、2 回目に配布されたものを「教育基本法要綱案 (1946 年 11 月 15 日案)」と呼ぶことにする。第 1 特別委員会第 3 回会議に提示された「教育基本法要綱案 (1946 年 9 月 21 日案)」は、文部省係官がその場で説明したように、田中文部大臣の意向を酌んで文部大臣官房審議室にて作成されたもので、省議決定に至る前の草案だった [6/38]。その内容は次のとおりであり (「教育基本法要綱案」https://www.digital.archives.go.jp/item/1520381.html、2025 年 5 月 5 日閲覧)、第 1 特別委員会では、このうち最初の 2 項目が理念の問題に関わる部分 (第 3 項目以下は制度の問題に関わる部分) として扱われる運びになっていく。

教育基本法要綱案　　　　二〇、九、二一

㈠教育の目的

教育は、真理の探究と人格の完成とを目的とし、民主的、文化的な国家及び社会の成員としての責任を果すことが出来る心身共に健全な国民を育成することを期すること

㈡教育の方針

教育は、あらゆる機会にあらゆる施設を通じて不断に行はなければならないものであつて、真理は普遍的なものであり、人格は尊厳なものであり、社会はお互の協力によつてはじめてその健全な発展を期待し得るものであるといふ自覚のもとに、研究の自由を尊重し、個性の完全なる発達を図り、実生活との関聯を考慮しつゝ、相互の敬愛と信頼とのもとに切磋琢磨によつて、文化の創造と発展とに貢献するやうに行はなければならないこと

㈢教育の機会均等

すべて国民は、人種、信条、性別、社会的身分又は門地の如何に拘はらず、法律の定めるところにより、その能力に応じて均等に教育を受ける機会が与へられなければならないこと

国及公共団体は、経済的理由によつて修学困難な能力あるものに対し、法律の定めるところにより、育英の方法を講じなければならないこと

㈣女子教育

男女は、お互に理解し尊重し合はなければならないもので、教育上、原則として、平等に取り扱はなければならないこと

㈤義務教育

国民は、法律の定めるところにより、その保護監督する女子〔ママ〕に、満六才より満十五才まで九ケ年の普通教育を受けさせる義務を負ふこと

国又は公共団体が設置する学校に於ける義務教育については、授業料はこれを、徴収しないこと

㈥政治教育

政治的教養の啓培は、教育上、これを尊重しなければならないこと。

但し、学校は、特定の党派的政治教育及び活動をしてはならないこと。

㈦宗教教育

宗教的情操の涵養は、教育上これを重視しなければならないこと。

但し、官公立の学校は、特定の宗派的教育及び活動をしてはならないこと。

㈧学校教育の公共性

すべて学校は、公の性質をもつものであつて、国又は公共団体の外、法律の定める法人のみが、これを設置することができるものとすること。

学校の教師は、公務員としての性格をもつものであつて、自己の使命を自覚して、その職責の遂行に努めなければならないこと。これがため、法律の定めるところにより、その身分が保障せられ、待遇の適正が期せられなければならないこと。

㈨教育行政

教育行政は、学問の自由と教育の自主性とを尊重し、教育の目的遂行に必要な諸条件の整備確立を目標として行はなければならないこと。

(29) 第5回総会の議事速記録は一部に欠損があるため、現存する議事速記録上でこの事実が明らかになるのは、第11回総会における羽溪委員の発言 [1/243] によっ

てである。なお、第1特別委員会からの報告は、第4回総会（1946年9月27日）で為される予定だったが、その日の議事の都合により果たされず、延期されていた [6/37]。

(30) 「第1特別委員会報告」https://www.digital.archives.go.jp/item/1520480.html、2025年5月5日閲覧)。最後の閉じ括弧を欠くのは原文のとおり。

(31) 「第1特別委員会の状況報告」https://www.digital.archives.go.jp/item/1520525.html、2025年5月5日閲覧。刷物自体には「第一特別委員会の状況報告（二一、十、十一)」と印字されている。配布日についての明確な記録は残っていないが、会議冒頭の羽溪主査の発言から、この日に配布されたと推定される。「平和的」の次の字は読点よりも「な」であるべきだと考えられるが、原文のまま引用した。波括弧内の言葉は、原資料では行を割って並記されている。

(32) なお、「勤労的国家」ではなく「勤労を重んずる」という表現になったことをめぐっては、意味合いの違いを重く見た森戸委員が意見を述べた。曰く、「勤労的国家」という表現は、国民が何において協力するか、すなわち国家成立の要件を勤労に置くという客観的なことを言っているのであって、ただ主観的に勤労を重んじよというだけならそれは旧来も云われてきたことだ、と [6/68-69]。この説明自体は一定の理解を得たものの、〈「勤労的国家」という言葉だと、むしろ、議会における合意を超えて社会主義国家ということまでが想像されてしまうだろう〉との判断に前回の会議で到達していたことが羽溪主査らから説明されると、森戸委員も再修正を求めなかった [6/69-70]。

(33) 森戸委員は以後、第1特別委員会の会議を全て欠席し、総会にも出席した形跡がない。この間の事情について森戸委員は後に「災禍に遭いまして健康をそこねましたため」と釈明している [2/441]。

(34) 次回（第8回会議）の開始時に配布されたと推定される資料によれば、この日（第7回会議）の審議を終えた時点で「方針案」は次のような文面に修正された。

「教育の目的は、あらゆる機会とあらゆる場とを通じて実現されなければならない。この目的を達成するためには、教育の自律性と学問の自由とを尊重し、現実生活との関聯を考慮しつゝ、自他の敬愛と自発的精神を涵養し、文化の創造と発展とに貢献するやうに努めなければならないこと」（「第1特別委員会第7回会合状況報告」https://www.digital.archives.go.jp/item/1520380.html、2025年5月5日閲覧）

(35) 理念の問題に対して「制度の問題」という云い方は、既述のように、第1特別委員会第3回会議における森戸委員の発言にあるものだが [6/44]、ここでは、務

台委員はそれを指すのに「実質的の問題」という云い方をしている [6/97]。

(36) 国家財政に負担を掛けまいとする芦田委員の主張が却って目立つような所もありはしたものの、このときの議論では、「能力と適性に応じて均等に」という表現が代案として考え出されたりもした。そのことの意義については、拙稿「能力主義批判の思想 (2)――〈能力－平等〉の原則に関わる教育基本法の立法者意思をめぐって」（慶應義塾大学教職課程センター『年報』第 31 号、2023 年）を参照されたい。

(37) なお、「㈤義務教育」の中に議論すべき問題を見出さなかったのが審議として不十分であったということを、羽溪主査は、後日の総会で認めることになる [1/247]。

(38) 第 3 特別委員会は教育行政に関する事項の審議を付託された特別委員会で、その第 1 回会議は 1946 年 10 月 9 日に開催された [7/3]。第 3 特別委員会の審議結果は第 14 回総会、第 15 回総会、第 16 回総会、第 17 回総会で報告・審議された [1/311-314, 1/320-328, 1/329-354, 1/372-382, 1/447-449]。

(39) そのことを教育根本法に書いておくべきではないかという課題提起は、第 1 特別委員会第 6 回会議の仕舞際に森戸委員から為されていた [6/81-82]。関口隆克幹事は原案を刷物にしてこの日の第 8 回会議で配布したようだが、現存は確認できていない。議事速記録によって確認できる関口隆克幹事の発言からは、次のような案文だったことが推定される [6/116]。

一（A 案)、教職員並に学生生徒は一般に政治運動を行っても差支ない。但し学園内に於ては之を行ってはならない。註一、政治運動とは特定政党政派を支持又は攻撃する諸活動を謂い、政治上の自由討議を含まない。註二、学校の施設を政治運動に供することはこの限りでない。

一（B 案)、教職員並に学生生徒は学園の秩序を紊さない限り、――或は秩序に反しない限り、――政治運動を行っても差支ない。

二、教職員並に学生生徒は学園の秩序に反しない限り、集会結社及び言論出版その他一切の表現の自由を有する。

裏面、教職員は団結又は団体交渉その他の団体行動をなすことを妨げられない。但しそれは教員身分法の定めるところによらなければならない。

(40) 関口隆克幹事から為された再提案は次のような内容だった。すなわち、前回提示した原案を破棄したうえで、政治に関する諸権利については、「㈧学校教育の公共性」を「㈧学校教育の公共性と自主性」に改め、そこに、「学校は、教育の使命を達成し、学園の秩序を保持するために必要な規則を定めることができるものとすること」という一文を加える。そして、団結権については、教育根本法で

触れることはせず、教員の身分に関する法律を別に起草してそこで定めることにする、と。

(41) 関口隆克幹事は前文の原案を次のとおりに朗読した。以下、これを「教育基本法前文案（1946年11月8日案）」と呼ぶ。

「　そもそも、教育は真理の探究と人格の完成とを期して行はれなければならない。然るに従来のわが国の教育は、やゝもすれば右の目的の自覚と反省とにかけるところがあり、特に真の科学的精神が軽んぜられ、徳育が形式に堕し、教育内容も時に軍国主義的又は極端な国家主義的傾向に歪曲された。この欠陥を是正するためには、教育に根本的刷新が行はれなければならない。

　さきに、われらは、憲法を根本的に改正し、民主的文化国家、平和愛好国家再建の基礎を築いた。この再建の大業の成就は一に教育の力にまつべきものであり、人間性を尊重し、真理と正義と平和とを希求する人間の育成を期すると共に、個人の自発性を啓発し、普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造をめざす教育が国民に普及徹底されなければならない。

　われらは、こゝに教育の目的を明示し、新日本教育の基礎を築くと共に、新憲法の精神に則り、それと関聯する諸条項を定めんがために、教育基本法を制定する。

　われら国民は、すべてこの自覚の下に、教育の目的の実現に向って渾身の努力を傾けんことを期するものである。」

(42) 総会及び第1特別委員会の議事速記録には、そのような日程の調整が図られていたことを示す発言がどこにもなく、この予告には唐突な印象を受ける。しかし、安倍議長の予告に対して疑義を呈する委員もいなかった。会議外のどこかで調整が為されていたものと推測される。

(43) ただし、〈真理の探究を期する〉というのは語の係り受けとして正しくないという理由で、そこだけは〈真理の開明を期する〉という具合に直すこととした。

(44) 第5回総会で行った報告を第1回中間報告と数えている。

(45) このときに配布された刷物の現存は確認できていないが、関口隆克幹事の発言から、それには次の内容が含まれていたと推定される。第1に、「目的案」と、第9回会議終了時点までの修正を反映した「方針案」。第2に、〈「教育基本法要綱案（1946年9月21日案）」について文部省から説明を聴いて了承した〉という旨の活動報告。

(46) 「第1特別委員会第2回中間報告」https://www.digital.archives.go.jp/item/1521248.html、2025年5月5日閲覧

(47) 「教育基本法前文案」https://www.digital.archives.go.jp/item/1520489.html、2025年5月5日閲覧。以下、これを「教育基本法前文案（1946年11月15日案）」と呼ぶ。

(48) 「教育基本法要綱案」https://www.digital.archives.go.jp/item/1521247.html、2025年5月5日閲覧。先に断っておいたとおり、以下、これを「教育基本法要綱案（1946年11月15日案）」と呼ぶ。なお、表題部分は「第一特別委員会中間報告　教育基本法要綱案（昭和二十一年十一月十五日）」と印字されていて、そのうちの「第一特別委員会中間報告」と「昭和二十一年十一月十五日」に手書きで取り消し線が引かれている。予め取り消し線の引かれたものが配布されたのか、それとも、この日の審議が始まってから後日資料を保存するまでのあいだに取り消し線が引かれたのか。どちらなのかはこの史料自体からは不明。この刷物にはその他にも所々に、同様の手書きによる字句修正の跡がある。ここに引用したのは、それらの修正を反映させた後の文面である。字句修正のための発言がこの回以降の議事速記録に出現しないことや、個々の修正内容から見て、そうするのが適当と判断した。

(49) 報告の本題に入る前に、羽溪主査は、教育勅語に関する問題について、〈第5回総会で承認された公布勅語便乗が、閣議で否定されて実現しなかったこと〉に触れた [1/243]。南原議長は「私共自身の〔教育刷新委員会側で〕気付かなかった点もある」と云ってその事情を認め、出席委員に了承を求めたうえで、それ以上の行動は取らないこととした [1/245]。なお、公布勅語便乗については、1946年10月11日付で安倍能成教育刷新委員会委員長から吉田茂内閣総理大臣に宛てて、「可然御取計らひ願ひます」という言葉を添えた形で「教育刷新委員会第一特別委員会決定事項」として、「新憲法発布の際に賜るべき勅語の中に今後の教育の根本方針は新憲法の精神に則るべきことを示されたいこと」と伝達されていた [13/156]。

(50) 同日午後の総会で羽溪主査は「四人の欠席者」[1/275] があったと云っているが、議事速記録中の発言記録によって出席事実を確証できる委員は、羽溪主査、関口鯉吉委員、島田委員の3名のみ。関口鯉吉委員の発言振りからしても、他の5名の委員は一人もその場にいなかったように思われる。その場合、総会における羽溪主査の発言は、〈森戸委員の欠席については言うまでもなく、その他に4名の欠席者があった〉という意味ではないかと推測される。

(51) このとき配布された刷物の現存は確認できていない。議事速記録によって確認できる羽溪主査の朗読からは、次のような文面だったことが推定される [6/156-

157]。

㈠ 第一特別委員会の任務如何

1、先づ第一に教育の根本理念を検討確立すること。

2、それに関聯し教育勅語の取扱ひに関して考究すること。

3、根本理念を如何にして国民に自覚徹底せしめるかの方法を考究すること。

4、根本理念を表現する方法として、審議室に於て考究中の教育基本法を研究すること。

5、教育基本法についてどこまで研究するのか若干疑問があつた。

6、右5に関しては審議室にて考究中の基本法要綱案を一応検討した。

㈡ 教育基本法制定の必要ありや

1、教育の根本理念を明示し国民各自がこれを自覚するには、国民代表者による討議を経て国民の総意によつて決定することがよい。

2、右の根本理念は、単に学校教育にのみ限られず、社会教育、家庭教育に通ずるものでなければならない。従つて学校教育法、社会教育法とかいふやうな法律に別々に入れるよりも、それらの上位にたつ基本的な法律に謳ふのがよい。

3、議会の憲法論議に際しても教育のことをもつと憲法に謳へといふやうな議論もあつた。さういふものは個々の具体的法律に入れるよりも基本的なものとしてより上位の法律に謳ふのがよい。

㈢ 基本法の法的性格如何

1、教育に関し、憲法に謳つてもよいやうな事項を謳ふこと。

2、憲法に謳はれてゐる教育の原則を一段と具体化すること。

3、他の教育法令（例へば学校教育法とか、教員身分法、学校法人法、教育行政法とかいふやうな）をみちびき出す端緒を示し、それらの教育法令に規定せらるべき事項について根本原則を示すこと。

4、従つて教育基本法と他の教育法令と総合一体化されて、教育法令の体系をつくるのである。基本法はそれらの教育法令をまとめしめくくる法律と考へたい。

㈣ 前文の必要の有無及その内容について

1、教育基本法はいはば教育憲法とも称し得らるべきものであること。

2、第一条、第二条には、教育の目的とか方針とか相当詳しく謳つてゐて、従来の所謂法律とはよほど趣を異にしてゐること。

3、かういふ新しい法律であり、又基本的な法律であるから、それに前文を

つけて、制定の由来趣旨を示す必要があると認めたこと。

4、制定の由来といふところでは従来の教育の欠陥を示すと共に、新しい教育の方向を示す必要があると認めたこと。

5、新憲法に謳ふ民主的文化国家、平和愛好国家建設の大業を成就するには、一に教育の力にまつことを示し、教育優先の原則を示唆したこと。

6、基本法の法的性格を明らかにしたこと。

(52) このとき、軍国主義への反動を抑えるために書いておく必要があると反論した羽溪主査に対して、関口鯉吉委員は次のように云って自身の立場と要求の意図を明らかにした。曰く、「十年も二十年も経ったら、〔そのようなことは〕たいして感激を誘わないような気がする。その時分になったら、日本は寧ろ左翼的な傾向に持て余しているかも知れない。そうするとこれはどう響くだろうか」[6/159] と。

(53) この刷物自体が総会で配布されることはなかった。なお、前文案中の「伝統」という言葉に関して「奉公」や「忠孝」を具体的に明記するよう求める意見もあること [1/261-262] と、社会教育に関して教育根本法の一条項とする案も出ていること [1/262]、これら 2 点を羽溪主査は釈明の中で付け加えた。

(54) このとき配布された刷物の現存は確認できていない。配布に際して添えられた関口隆克幹事の発言からは、同日午後の総会で配布される「第一特別委員会第二回報告補正」の内容とほぼ同一だったことが推定される。

(55) 芦田委員は特に、教育根本法に含めるべき事項の中から「教員の身分」を削除するよう主張した。「先生の身分保障なんぞやったら、とてもそれは、又赤旗を振って歩くような先生ばかりが残って、それはとても思うように行かん」[6/169] というのがその理由だった。また、河井委員は議論の流れに便乗して、「女子教育」を撤回すべきだと主張した。「女子教育だけ出されると、ちょっとなんだか一段低いもの〔中略〕というような気がして仕方がない」[6/174] と云うのだった。いずれの主張も、これまでの審議を修正するほどの同意は得られなかった。

(56) 「第 1 特別委員会第 2 回報告補正」https://www.digital.archives.go.jp/item/1520342.html、2025 年 5 月 5 日閲覧

(57) 以後、第 1 特別委員会の会議が開催された記録は残っていない。羽溪主査の願い出ていた同特別委員会の解任は、総会で明確に承認されることこそなかったものの、有耶無耶の裏に実現したと言えよう。なお、後日の第 42 回総会（1947 年 10 月 24 日）では、未達成審議課題の整理と特別委員会の再編が協議される中で、第 1 特別委員会については〈形式上解散していないものの、教育基本法の公布を見届けたことで役割を終えた〉ということが確認されている [3/108-109]。

(58) 第7特別委員会は社会教育に関する事項の審議を付託された特別委員会で、その構成委員は第14回総会（1946年12月6日）で指名された [1/317]。

(59) 1946年12月の文部省内における改組によって、大臣官房審議室は調査局審議課となった。初代審議課長は前審議室長の関口隆克が引き続き務めたが、その後の異動で岡田孝平が後任となっていた。

(60) 実際には、この時点で文部省内に作成されてあった法案の文面と、1946年12月27日付内閣総理大臣宛報告「教育の理念及び教育基本法に関すること」（「第一特別委員会第二回報告補正」に同じ）とのあいだには、幾つかの違いがあった。たとえば、「教育の目的」を規定する条文においては、教育刷新委員会の審議結果に従うなら「教育は、人間性の開発をめざし」と書き出すべきところ、文部省はそれを「教育は、人格の完成をめざしに」に変えていた。前文においても、「従来の教育が画一的で形式に流れた欠かんを明らかにすること」という条件に応ずべきところ、文部省はそれを全く明文化していなかった（鈴木英一『戦後日本の教育改革 第3巻 教育行政』前掲、250-251頁、259-261頁、302-305頁）。こうした違いを「本委員会の根本の御精神を離れる形には相成って居らない」と考えるのが適当なのか否かについては、議論の余地がある。

(61) 辻田幹事の回答を全部引用すると、それは次のとおりだった。

「人間性の開発と人格の完成という問題に付て色々特別委員会で御議論のあったことはよく承知して居りますが、まあ関係方面と色々折衝したのでありまして、この法律が今後の教育の大本を示すものであって、誰にでも分り易くすることが必要である。そこで比較的平凡な言葉かも知れませんが、人格の完成という言葉はよく使われて居るし、又よく分るというようなこともありまして、人間性の開発というようなちょっと素人には分りにくい言葉よりも平凡な言葉がよいのじゃないかということで、こういう風になったのであります。」[2/167]

そして、それに対する羽溪主査の応答は次のとおりだった。

「大体人格の完成と、真理の解明ということは初めから文部省の御意見に出て居りました。それを我々色々あげつろうて、人格の完成では余りお座なりであっていけないというので、相当研究した結果、人間性の開発ということに決議したのであります。人格の完成がよいということは予てから文部省のお腹にあったことで、人格の完成に結局なったことは、詰り我々委員会が負けたということになるのであります。それは仕方がありません。」[2/167]

(62) 実際には、衆議院教育基本法案委員会における審議は、1947年3月14日、15日、17日午前の3日間に亘って行われ、法案が本会議で採決に付されたのは3月17日午後だった。国立国会図書館「帝国議会会議録検索システム」（https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/）によって、次の議事速記録を参照（2025年5月5日閲覧）。

- 第92回帝国議会 衆議院 本会議 第17号 昭和22年3月13日
- 第92回帝国議会 衆議院 本会議 第19号 昭和22年3月17日
- 第92回帝国議会 衆議院 教育基本法案委員会 第1号 昭和22年3月14日
- 第92回帝国議会 衆議院 教育基本法案委員会 第2号 昭和22年3月15日
- 第92回帝国議会 衆議院 教育基本法案委員会 第3号 昭和22年3月17日

(63) たとえば「教育の目的」を規定する第一条に関しては、「民主的で平和的な国家及び社会の形成者」としていた所が、閣議において「民主的で平和的な」という言葉を削られ、枢密院で「平和的な」という言葉だけ復活した。

(64) 文部省著作発行『新教育指針』第1分冊、1946年5月、22-28頁。同第3分冊、1946年11月、61-63頁。なお、文部省著作物として発行された同書の成り立ちについては、青柳翔也「文部省編『新教育指針』第一部の成立過程」（筑波大学人間系教育学域編『筑波大学教育学系論集』第46巻第1号、2021年）を参照。

(65) もし、より多彩な委員が審議に参加していたら、或いは的確に課題を整理して肝心な点の審議にもっと時間を使えていたら、或いは考えの異なる文部省を対話に引き込めるだけの結束があったなら、教育の目的について為された教育刷新委員会の議論には、もう少しの広がりや深みが生じたかもしれない。それでも、同委員会に集った委員たちがこれだけの議論を即座にしたということは、日本の教育界の少なくとも或る部分には、戦時中から既にそれだけの議論があったということだ。それは否定されるものではない。そして、一層重要だと思われるのは、後の社会運動を通じて、その議論が受け継がれて、教育基本法第一条が思想的に読み拡げられたり読み深められたりしたという事実だ。それも否定されてはならない。何が過剰な期待で何がそうでないかは、これらの事情をすべて踏まえたうえで判断されねばなるまい。